労災保険業務機械処理事務手引

（給付統計データ関係）

平成13年４月

厚生労働省労働基準局

基発第２２１号
平成１３年3月３０日

都道府県労働局長　殿

厚生労働省労働基準局長

（公印省略）

「労災保険業務機械処理事務手引（給付統計データ関係）」の改正について

給付統計に係る機械処理事務については、平成９年３月２７日付け基発第１８２号通達（以下「１８２号通達」という。）により取り扱ってきたところであるが、今般、中央省庁再編等に伴い、「労災保険業務機械処理事務手引（給付統計データ関係）」を別添のとおり改正し、平成１３年４月１日（平成１３年度の会計年度に属する保険給付）から適用することとしたので、下記の改正点に留意の上、事務処理に遺漏なきを期されたい。

なお、本通達の施行に伴い、１８２号通達及び平成１２年１１月２１日付け基発第６９４号通達（１８２号通達に係る部分）は廃止する。

記

１　平成１３年1月６日付け基発第３号「厚生労働省の設置に伴う従前の通達等の取扱いについて」に基づき、省名を「労働省」から「厚生労働省」としたこと。

２　二次健康診断等給付の創設に伴い、給付統計事務処理に必要な内容を追加したこと。

３　平成１２年１１月２１日付け基発第６９４号通達（１８２号通達に係る部分）に基づき、Ａ４判のＯＣＲ帳票としたこと。

４　平成１０年６月２２日付け基発第３９１号通達及び平成１１年７月２１日付け基発第４６８号通達に基づき、労災行政情報管理システムの端末装置の更改部分について内容を変更したこと。

５　通勤災害統計「局別、事故の相手方、通勤方法別災害状況」を廃止したこと。

６　その他、所要の字句の整理及び訂正等を行ったこと。

目　次

Ⅰ　給付関係機械処理業務の概要

101 給付統計処理の目的 …… 1

102 機械処理の概要 …… 1

1　電子計算機処理の主な内容 …… 1

2　給付統計処理の概念図 …… 2

103 管理資料・業務統計リストの種類 …… 3

104 帳票入力 …… 4

1　入力帳票の種類 …… 4

2　帳票作成上の一般的注意事項 …… 4

3　帳票記入上の留意点 …… 4

4　各項目の書始め位置 …… 5

5　入力業務の運用 …… 5

6　端末障害時の代行入力 …… 5

105 給付キー及び給付関係台帳の取扱い …… 6

1　給付キーの取扱い …… 6

2　給付関係各台帳の取扱い …… 6

Ⅱ　給付データの作成

201 給付支払調査票の入力処理の流れ …… 7

202 給付支払調査票作成のための準備 …… 8

1　短期給付キー、長期給付キー又は二次健診等給付キーの確認 …… 8

2　記入項目の確認 …… 8

203 給付支払調査票の作成 …… 9

1　通常の処理 …… 9

2　訂正の処理 …… 9

3　帳票作成上の注意事項 …… 9

4　作成対象 …… １０

5　給付支払調査票の様式（帳票種別３６１０２）…… １１

6　記入項目 …… １２

（１）－ａ　療養（補償）給付〔短期給付キー〕 …… １２

（１）－ｂ　療養（補償）給付〔長期給付キー（年金証書番号）〕 …… １４

（２）休業（補償）給付 …… １６

（３）障害（補償）給付 …… １８

（４）遺族（補償）給付 …… ２０

（５）葬祭料（給付） …… ２２

（６）傷病（補償）年金 …… ２４

（７）介護（補償）給付 …… ２６

（８）二次健診等給付 …… ２８

7　記入要領 …… 30
8　記入例 …… 40

Ⅲ　各種リストの内容と事務処理
301 管理資料 …… 45
1　給付種類別データリスト合計表（配信リスト） …… 45
2　給付データリスト …… 48
302 業務統計リスト …… 50
1　第1表補償給付支払状況平均支払額（月報・決算） …… 50
2　第2表特殊適用別補償給付支払状況 …… 52
3　年金支払状況（月報） …… 54
4　年金支払状況（決算） …… 56
5　特別支給金支払状況表（決算） …… 58
303 二次健康診断統計 …… 60
1　二次健康診断等給付支払状況（月報・決算） …… 60
304 リスト印書依頼 …… 62
1　対象となるリスト …… 62
2　依頼方法 …… 62
3　様式 …… 63

Ⅳ　給付状況検索
401 給付状況検索の目的 …… 65
402 検索の概要 …… 65
1　事業場別給付状況検索 …… 65
2　局署・業種別給付状況検索 …… 65
403 検索業務の運用 …… 65
404 入出力様式 …… 66
1　入力帳票（帳票種別３６１０１） …… 66
2　出力帳票（帳票種別５５３） …… 67
3　入力画面 …… 70
4　出力画面 …… 72
405 給付状況検索の検索内容 …… 74
1　事業場別給付状況検索 …… 74
2　局署・業種別給付状況検索 …… 76

Ⅴ　エラー表示
501 エラー表示 …… 77
1　ＨＣメッセージ …… 77

2　形式エラー番号表 …… 78
3　関連エラー番号表 …… 79
4　項目別エラー番号表 …… 82

別　表
1　都道府県労働局及び労働基準監督署コード表 …… 97
2　都道府県労働局及び公共職業安定所コード表 …… 101
3　業種コード表 …… 106
4　日本標準産業分類（中分類）コード表 …… 116
5　傷病性質コード表 …… 118
6　傷病部位コード表 …… 122
7　通勤災害における傷病性質コード表 …… 124
8　通勤方法コード表 …… 124
9　事故の相手方コード表 …… 124

Ⅰ　給付関係機械処理業務の概要

101　給付統計処理の目的

給付統計処理は、短期給付一元管理システム、年金・一時金システム及び介護（補償）給付システム（以下「給付システム」という。）並びに「給付支払調査票」の入力により日々蓄積された給付データを活用し、各種統計表の作成及び情報検索を行うことにより、局署別又は事業場別の労災保険給付状況などの労災補償業務の運営に必要な資料の提供を行うほか、労災保険の収支を通じて労災保険財政の健全化に資するための資料の提供を行う。

102　機械処理の概要

1　電子計算機処理の主な内容

（1）給付データの作成

イ　給付システム

給付システムにおいて管理されている短期給付一元管理台帳、年金・一時金システムの各台帳（以下「年金・一時金台帳」という。）及び労働保険番号台帳等の保険給付に関する各台帳（以下「給付台帳等」という。）の給付情報をもとに、給付データを作成する。

また、給付台帳等の給付情報が修正（業通二別、支払年月日等の修正）されたときは、修正前後の給付情報をもとに訂正データを作成する。

ロ　給付支払調査票

給付システムによらず、手払いで保険給付を行ったときは、当該支払局署において給付支払調査票（帳票種別36102）をＯＣＲ入力し、給付データを作成する。

（2）管理資料の作成・配信

給付データより、会計帳簿等との突合に使用する「給付種類別データリスト合計表」を作成し、地方局署あて配信を行う。

また、地方局署からの依頼により、給付種類ごとに「給付データリスト」を作成する。

（3）各種業務統計の作成

給付データは、その処理の都度又は一定期間ごとに件数、保険給付額及び新規受給者数等について、業通二別、支払局署別（診療費、年金及び二次健康診断等給付（以下「二次健診等給付」という。）は管轄局署別）、業種別、給付の種別等に分類し、労災補償業務運営に必要な保険給付に関する統計を作成する。

（4）情報検索用データベースの構築

給付データから「事業場別給付状況検索台帳」及び「局署・業種別給付状況検索台帳」のデータベースを構築し、端末装置からの情報検索を可能とする。

（5）メリット制度に係る給付データの作成

給付台帳等の給付情報及び給付支払調査票のデータをもとに、事業場ごとにメリットに算入すべき給付データを作成する。

なお、二次健診等給付に係る給付額は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第12条第３項及び第20条に定める継続及び有期メリット制におけるメリット収支率算定のための保険給付額に算入しない。

2　給付統計処理の概念図

	機　械　処　理　の　流　れ	説　　明
毎日の処理	〔給付データの登記・入力〕 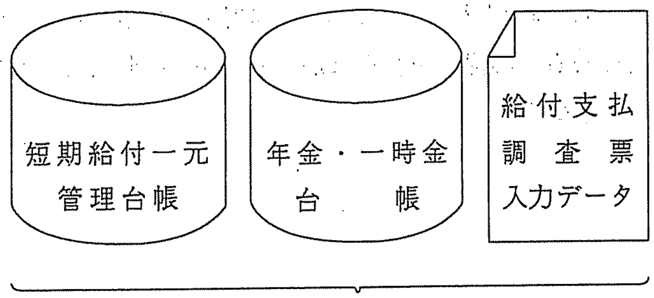	○　短期給付一元管理台帳及び年金・一時金台帳に支払額等の情報を登記するとともに手払い分等は給付支払調査票からデータ入力する。
月次処理	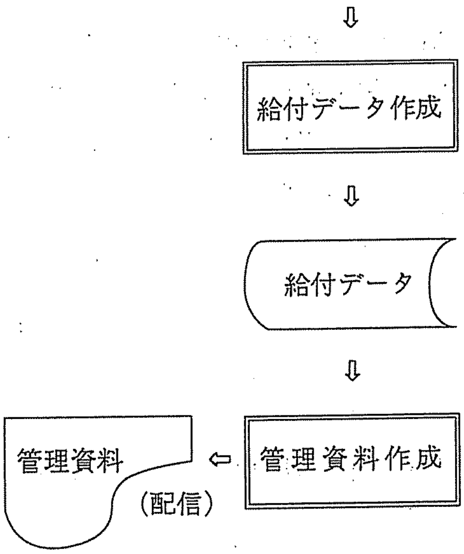	○　短期給付一元管理台帳、年金・一時金台帳及び給付支払調査票入力データから当月分の給付データを作成する。 ○　給付データから管理資料として給付種類別データリスト合計表等を作成する。
随時・月次・年次処理	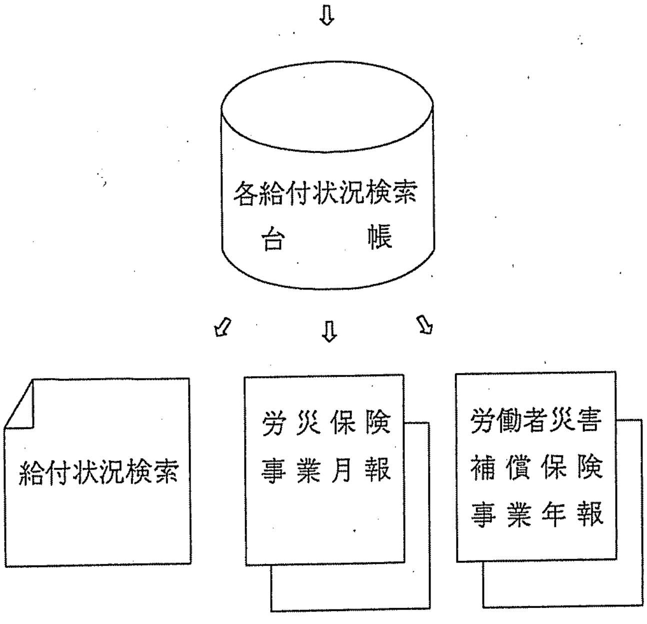	当月分の給付データを前月末の給付データに加算し、各給付状況検索台帳等を更新する。 各給付状況検索台帳等により給付情報検索を行うとともに労災保険事業月報、労働者災害補償保険事業年報等の各種業務統計を作成する。

103　管理資料・業務統計リストの種類

項	リストの名称	概要及び利用方法	頁
1	給付種類別データリスト 合計表	当該月に機械処理された給付データの給付種類別の件数、金額の集計表であり、会計帳簿等との金額の突合に利用する。（月次配信）	45
2	給付データリスト	当該月に機械処理された給付データを印書し、会計帳簿等との金額の突合において差額が発生したときの確認に利用する。（依頼）	48
3	第１表補償給付支払状況 平均支払額	当該月及び当該月までの短期給付に係る件数、金額及び新規受給者数を局署別、業種別に集計した統計であり、短期給付状況の把握に利用する。（依頼） なお、決算分は局署分を各局に送付。	50
4	第２表特殊適用別補償給付 支払状況	有期、一括有期、事務組合委託事業等の特殊適用事業ごとに保険給付の件数、金額を集計した統計であり、適用別の給付状況の把握に利用する。（依頼）	52
5	年金支払状況（月報） （決算）	当該月及び当該月までの年金給付に係る件数、金額を局署別、業種別に集計した統計であり、年金等の給付状況の把握に利用する。（依頼） なお、決算分は局署分を各局に送付。	54
6	特別支給金支払状況表	当該年度に支払われた特別支給金に係る件数、金額を局署別、業種別に集計した統計であり、特別支給金の支払状況の把握に利用する。（各局送付）	58
7	二次健康診断等給付支払状況	当該月及び当該月までの二次健康診断等給付に係る件数、金額を局別、業種別に集計した統計であり、二次健康診断等給付状況の把握に利用する。	60
8	事業場別給付状況検索	前年度以前又は当年度当該月までの当該事業場の保険給付の件数、金額及び新規受給者数を出力し、事業場別の給付状況の把握に利用する。	72
9	局署・業種別給付状況検索	前年度以前又は当年度当該月までの業種別の保険給付の件数及び金額を出力し、局署別、業種別の給付状況の把握に利用する。	73

104　帳票入力

1　入力帳票の種類

帳票名	帳票番号	入力の目的	頁
給付状況検索 入力帳票	３６１０１	①　事業主からの照会、算定基礎調査時の手持ち資料として、事業場別給付状況を把握するときに入力を行う。 ②　局署の会計帳簿等との突合、自局管内の給付状況を把握するときに入力を行う。	66
給付支払調査票	３６１０２	①　給付システムによらず、手払いにより保険給付を行ったときに給付データを作成するときに入力を行う。 ②　会計帳簿等と管理資料との間に差額が発生し、給付システムによる訂正が不可能なときに訂正分の給付データを作成するために入力を行う。	11

2　帳票作成上の一般的注意事項

（1）給付支払調査票を作成したときは、当該データ作成の基礎となる支払（又は回収）原議、年金給付原簿等と照合し、記載内容に誤りがないか点検すること。

（2）手書き文字の標準字体は、次のとおりである。

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

3　帳票記入上の留意点

OCRの正読率を高めるため、次の点に留意して帳票の作成を行うこと。

（1）筆記用具は、黒のボールペンとすること。

（2）記入枠からはみ出さないように、なるべく大きく丁寧に書くこと。

（3）特に次の文字に注意すること

イ　数字の「1」は上部又は下部にカギをつけない。

ロ　数字の「4」は、２本の縦線を水平にし、上で閉じない。

ハ　数字の「7」は、上部を水平の横線とする。

（4）文字はできるだけ濃く書き、太すぎたり細すぎたりせず一定であること。

（5）文字に大きな傾きがなく、字並びがある程度一定であること。

4　各項目の書始め位置

（1）各項目の記載は、特に指定がある場合を除き右詰めとする。

（2）局署コード、障害傷病等級号コード、傷病性質コード等の頭の桁が「0」で表されるものについては、コードとしての意味があるため、「0」を省かずに記載する。

（例：支払局署）

札幌中央署の場合は、[0][1][0][1] と必ず記載する。

（3）金額、日数、年、月、日等の数値項目で頭の桁を「0」で表しても意味のないものについては、頭の「0」を省略しても良い。

（例：傷病年月日）

平成13年４月２日は、[7][1][3][0][4][0][2] 又は

[7][1][3][ ][4][ ][2] のいずれかで良い。

5　入力業務の運用

（1）給付状況検索入力帳票（帳票種別36101）

イ　運用日時

月曜日～金曜日（但し、年末年始及び祝・祭日を除く）　９時～１６時４０分

ロ　使用端末装置

局　OCR窓口装置（OCR）、労災検索処理装置（RT）

署　監督署用OCR窓口装置（K-OCR）、監督署用労災検索処理装置（K-RT）

（2）給付支払調査票（帳票種別36102）

イ　運用日時

月曜日～金曜日（但し、年末年始及び祝・祭日を除く）　９時～１６時

ロ　使用端末装置

局　OCR窓口装置（OCR）

署　監督署用OCR窓口装置（K-OCR）

ハ　読取モード

OCRの読取モードは「確認モード」とする。

6　端末障害時の代行入力

給付支払調査票の入力は、当該保険給付を行った労働局又は監督署の端末装置から行うことが原則であるが、監督署の端末装置の故障により、長期に渡り使用不能となったときは、管轄局（労働局）から代行入力することができる。

なお、本省においては全ての地方局署分の給付支払調査票の代行入力を可能とする。

105　給付キー及び給付関係台帳の取扱い

1　給付キーの取扱い

（１）短期給付キー

労働保険番号＋被災者生年月日＋傷病年月日（負傷又は発病年月日）により構成される。

	労働保険番号					生年月日				傷病年月日			
	府県	所掌	管轄（1）	基幹番号	枝番号	元号	年	月	日	元号	年	月	日
（例）	01	1	01	810001	001	5	37	01	30	7	06	02	11

（２）長期給付キー

年金証書番号で表す。

	管轄局	種別	西暦年	番号
（例）	01	1	94	0001

（３）二次健診等給付キー

労働保険番号＋受診者生年月日＋二次健康診断受診年月日により構成される。

労働保険番号					生年月日				二次健康診断受診年月日			
府県	所掌	管轄（1）	基幹番号	枝番号	元号	年	月	日	元号	年	月	日
01	1	01	820001	001	5	30	02	20	7	13	06	01

※二次健診等給付は、上記のほか「労働者の氏名（カナ）」も加えて個別管理を行う予定としているが、給付統計システムでは「労働者の氏名（カナ）」は使用しない。

2　給付関係各台帳の取扱い

（１）給付台帳等との関係

イ　給付台帳等に登記されている情報をもとに、通常支払データ、追給データ、一部回収データ及び取消データ（全額回収データ）等の給付データを作成する。

また、給付台帳等の情報が修正（業通二別、労働保険番号等の修正）されたときは、修正前後の情報をもとに訂正データを作成する。

ロ　給付支払調査票により給付データを作成するときは、入力処理の突合チェックの際に給付台帳等から不足する情報を得ることとする。

なお、入力された情報と給付台帳等の情報が異なるときは、原則として給付台帳等の情報を優先し、給付データを作成する。

（２）労働保険番号台帳

給付データの適用関係は、労働保険番号台帳の内容から情報を登記する。

このため、手払いの保険給付で当該労働保険番号が労働保険番号台帳に登記されていないとき又は登記されている内容の変更が必要なときは、「労働保険番号台帳登録（変更）帳票」（帳票種別34520）によりその内容を入力する。

Ⅱ　給付データの作成

201　給付支払調査票の入力処理の流れ

機械処理の流れ

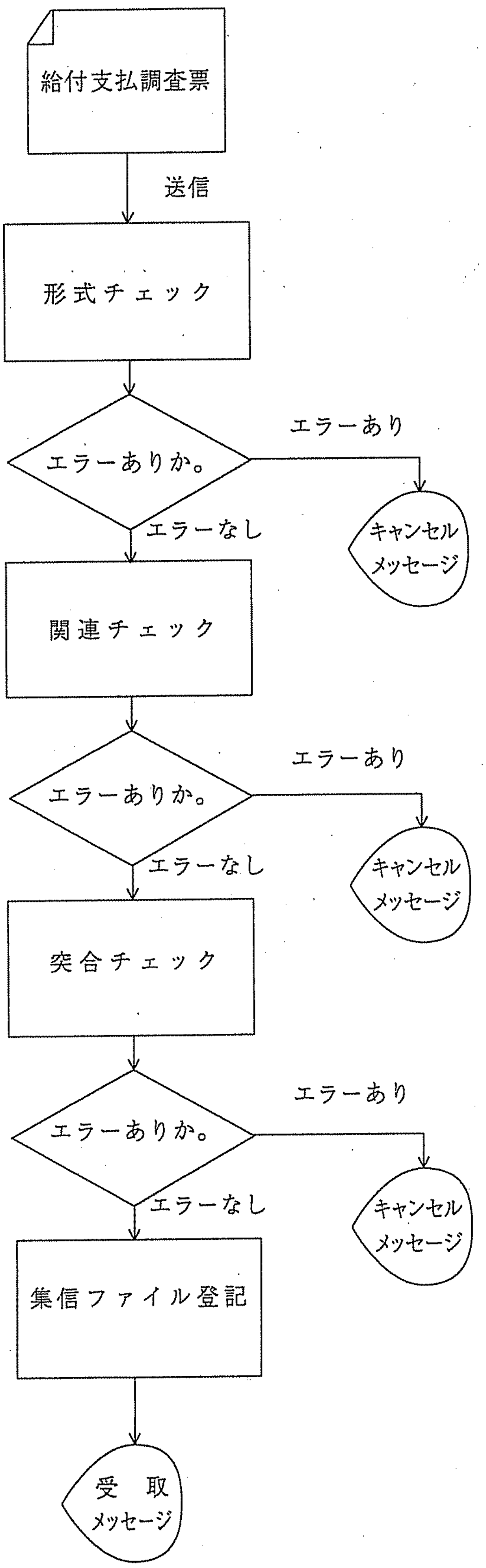

説明

○　各システムによらず保険給付が行われた都度又は差額を解消する場合に、給付支払調査票を作成し入力する。

○　字種チェック、入力必須項目チェック等の形式チェックを行い、エラーがある場合は、入力データを破棄し、キャンセルメッセージを出力する。

○　項目間の入力過不足のチェック、項目相互間の関連チェックを行い、エラーがある場合は、入力データを破棄し、キャンセルメッセージを出力する。

○　短期給付キーデータについては、労働保険番号台帳及び短期の給付台帳の有無のチェックを行い、共通情報を入手する。
○　長期給付キー（年金証書番号）データについては、年金等の給付台帳の有無のチェックを行い、共通情報を入手する。
○　二次健診等給付キーデータについては、労働保険番号台帳の有無のチェックを行い、共通情報を入手する。
○　エラーがある場合は、入力データを破棄し、キャンセルメッセージを出力する。

○　正常に処理された場合、入力データを集信ファイルに登記し、受取メッセージを出力する。

202　給付支払調査票作成のための準備

1　短期給付キー、長期給付キー又は二次健診等給付キーの確認

地方局署において手払いにより保険給付を行った場合、当該請求書データに記載されている給付キーを点検し、誤りがないか確認する。

なお、給付支払調査票に記入する各給付の給付キーは下表のとおりである。

給付の種別・種類別給付キー一覧表

給付の名称		給付の種別	給付の種類	短期給付キー	長期給付キー（年金証書番号）	二次健診等給付キー
療養	療養の費用（短期）	[redacted]	[redacted]	○	×	×
	療養の費用（長期）	[redacted]	[redacted]	×	○	×
	診療費（短期）	[redacted]	[redacted]	○	×	×
	診療費（長期）	[redacted]	[redacted]	×	○	×
休業（補償）給付		[redacted]	[redacted]	○	×	×
障害	一時金（短期）	[redacted]	[redacted]	○	×	×
	年金（未支給年金）	[redacted]	[redacted]	×	○	×
	前払一時金	[redacted]	[redacted]	×	○	×
	差額一時金	[redacted]	[redacted]	×	○	×
	一時金（長期）	[redacted]	[redacted]	×	○	×
	定額の特別支給金のみ	[redacted]	[redacted]	×	○	×
遺族	一時金（短期）	[redacted]	[redacted]	○	×	×
	年金（未支給年金）	[redacted]	[redacted]	×	○	×
	前払一時金	[redacted]	[redacted]	×	○	×
	差額一時金	[redacted]	[redacted]	×	○	×
	定額の特別支給金のみ	[redacted]	[redacted]	×	○	×
葬祭	即死又は短期受給者	[redacted]	[redacted]	○	×	×
	傷病年金受給者	[redacted]	[redacted]	×	○	×
傷病	年金（未支給年金）	[redacted]	[redacted]	×	○	×
	定額の特別支給金のみ	[redacted]	[redacted]	×	○	×
介護（補償）給付		[redacted]	[redacted]	×	○	×
二次健康診断等給付		[redacted]	[redacted]	×	×	○

注）長期給付キー（年金証書番号）による給付について、特殊事由コードに「[redacted]」を入力した場合は、短期給付キーも併せて記入すること。

2　記入項目の確認

当該請求データの記載内容を点検し、給付支払調査票の記入項目を確認する。

なお、記入欄に斜線が付されている項目については、特殊事由コードに「[redacted]」を入力した場合に記入することとしているため、通常は記入する必要がない。

203　給付支払調査票の作成

1　通常の処理

労働局及び監督署において、給付システムによらず手払いにより保険給付を行ったとき又は手払いによる保険給付で回収を行ったときは、当該請求書等に基づき給付の種別・種類に応じて給付支払調査票を作成し、入力を行うこと。

（1）支払データ
　手払いにより保険給付を行った場合

（2）追給データ
　過少払いにより追給を行った場合

（3）取消データ（全額回収データ）
　支払の取消を行い全額回収した場合

（4）回収データ（一部回収データ）
　過誤払いにより支払額の一部を回収した場合

2　訂正の処理

給付支払調査票を入力した後に、入力済の当該データを訂正するとき、又は会計帳簿等と管理資料の間に差額が発生し、給付システムによる修正が不可能なときは次により訂正分の給付支払調査票を作成し、入力を行うこと。

なお、旧4月分入力時に間に合わずにシステム上、過年度となった支払に係る保険給付額等の訂正を行う場合は、地方局署の端末からは入力できないので、本省（労災保険業務室）に報告すること。

（1）訂正取消データ
　イ　同一案件データが存在する場合
　ロ　当初入力した帳票の記入内容に誤りがあった場合（金額の記入誤りを除く）

（2）訂正データ
　イ　給付システムによる差額の解消が不可能な場合
　ロ　金額の記入誤りによる増額訂正又は減額訂正を行う場合
　ハ　年度末の会計帳簿等と管理資料の間に差額が発生した場合

3　帳票作成上の注意事項

（1）給付データの内容にかかわらず、支払又は回収等データ1件につき、1枚の給付支払調査票を作成すること。例えば同一の被災者に対する複数件の支払であっても1枚の帳票にまとめるのではなく、当該件数分の枚数の帳票を作成する。

（2）取消データ及び回収データの支払（回収）年月日は回収金の戻入があった日とする。また、支給（回収）決定年月日は当該回収を決定した日とする。

（3）同一案件データが存在している場合は、「取消等の表示」により当初データとは反対のコードを用い、その他の項目は同一内容とする。（例：当初「支給」⇒訂正「取消」、当初「追給」⇒訂正「一部回収」）

（4）当初入力した帳票の記入内容に誤り（金額の記入誤りを除く）があった場合は、既に入力されたデータの訂正取消データと正しい内容のデータの２件を作成すること。

（5）過年度支払に係る保険給付を回収した場合は給付支払調査票の入力は要しない。

（6）年度末の会計帳簿等と管理資料の間に差額が発生した場合は、当該差額を解消させるための給付支払調査票を作成し、本省（労災保険業務室）に報告すること。

なお、給付システムでの予算コードの取扱誤りの場合、当年度のデータが正しく反映されなくなるため、給付システム側で訂正すること。

4　作成対象

（1）給付システムで支払が行われていない次の保険給付等を対象とする。

イ　療養（補償）給付のうち、訪問看護料の支払又は回収を行ったとき

ロ　二次健診等給付の支払又は回収を行ったとき

（2）給付システムで保険給付が行われている場合は、機械処理で給付データを作成するため、差額解消以外の給付支払調査票の作成は原則として必要としない。

（3）労災就学等援護費及び休業補償特別援護金等の各種援護金は、給付統計処理の対象としていないため、給付支払調査票の入力は必要としない。

5　給付支払調査票の様式（帳票種別３６１０２）

労働者災害補償保険
給付統計システム

給付支払調査票

帳票種別 3 6 1 0 2
① 支払局署
② 特殊事由コード
③ 予算コード

共通項目

④ 労働保険番号：府県／所掌／管轄／基幹番号／枝番号
⑤ 被災者生年月日／受診者生年月日（元号・年・月・日）
⑥ 傷病年月日／二次健康診断受診年月日（元号・年・月・日）
⑦ 年金証書番号：管轄局／種別／西暦年／番号
⑧ 業通二別
⑨ 給付の種別
⑩ 給付の種類／特例コード
⑪ 取消等の表示
⑫ 新規継続再発の別
⑬ 給付日数（日）
⑭ 三者コード
⑮ 特定疾病コード
⑯ 特別加入者コード
⑰ 支払コード

給付額等

⑱ 保険給付額（億・千万・百万・十万・万・千・百・十・円）
⑲ 特別支給金Ａ（億・千万・百万・十万・万・千・百・十・円）
⑳ 特別支給金Ｂ（億・千万・百万・十万・万・千・百・十・円）
㉑ 介護費用支出額（億・千万・百万・十万・万・千・百・十・円）

支払年月日等

㉒ 支払（回収）年月日（元号・年・月・日）
㉓ 支給（回収）決定年月日（元号・年・月・日）
㉔ 給付期間の初日／一次健康診断受診年月日（元号・年・月・日）
㉕ 給付期間の末日（元号・年・月・日）
㉖ 療養開始年月日（元号・年・月・日）

療養項目等

㉗ 診療機関の別
㉘ 実診療日数等
㉙ 指定・非指定の別
㉚ 指定病院番号
㉛ 特殊費用の別
㉜ 入院・非入院の別

その他

㉝ 障害・傷病等級号
㉞ 給付基礎日額（十万・万・千・百・十・円）
㉟ 算定基礎日額（十万・万・千・百・十・円）
㊱ 平均賃金（十万・万・千・百・十・円）
㊲ 介護区分
㊳ 介護者コード

災害統計項目

㊴ 性別
㊵ 傷病性質
㊶ 傷病部位又は運動方法
㊷ 事故の相手方

健診結果等

一次健診結果：㊸ 血圧　㊹ 血中脂質　㊺ 血糖検査方法　㊻ 血糖所見　㊼ ＢＭＩ　㊽ 尿蛋白

二次健診検査項目等：㊾ 検査1　㊿ 検査2　51 検査3　52 検査4　53 検査5　54 検査6　55 特定保健指導　56 脳又は心臓疾患　57 健診給付病院等の番号

備考

決裁		年	月	日
課長	調整官	監察官	係長	係員
署長	次長	課長	係長	係員

（物品番号 7518）13.2

6　記入項目

（1）ーa　療養（補償）給付〔短期給付キー〕

イ　作成上の注意事項

短期給付一元管理システムによらず、短期受給者に係る療養（補償）給付を支払った場合、又は会計帳簿等と管理資料の間に差額が発生し、短期給付一元管理システムによる訂正が不可能な場合に作成する。

なお、年金受給者に係る療養（補償）給付については、（1）ーb療養（補償）給付〔長期給付キー（年金証書番号）〕により作成すること。

ロ　必要な記入項目

項目番号	項目名	記入対象項目
1	支払局署	○
2	特殊事由コード	▲
3	予算コード	○
4	労働保険番号	○
5	受診者生年月日／被災者生年月日	○
6	二次健康診断受診年月日／傷病年月日	○
7	年金証書番号	×
8	業通二別	○
9	給付の種別	○
10	給付の種類／特例コード	○
11	取消等の表示	○
12	新規継続再発の別	○
13	給付日数	×
14	三者コード	▲
15	特定疾病コード	▲
16	特別加入者コード	▲
17	支払コード	○
18	保険給付額	○
19	特別支給金A	×
20	特別支給金B	×
21	介護費用支出額	×
22	支払（回収）年月日	○
23	支給（回収）決定年月日	○
24	一次健康診断受診年月日／給付期間の初日	○
25	給付期間の末日	○
26	療養開始年月日	▲
27	診療機関の別	○
28	実診療日数等	○
29	指定・非指定の別	○
30	指定病院番号	○

項目番号	項目名	記入対象項目
31	特殊費用の別	○
32	入院・非入院の別	○
33	障害・傷病等級号	×
34	給付基礎日額	×
35	算定基礎日額	×
36	平均賃金	×
37	介護区分	×
38	介護者コード	×
39	性別	×
40	傷病性質	×
41	傷病部位又は通勤方法	×
42	事故の相手方	×
43	血圧	×
44	血中脂質	×
45	血糖検査方法	×
46	血糖所見	×
47	BMI	×
48	尿蛋白	×
49	検査1	×
50	検査2	×
51	検査3	×
52	検査4	×
53	検査5	×
54	検査6	×
55	特定保健指導	×
56	脳又は心臓疾患	×
57	健診給付病院等番号	×

○は記入対象項目、×は記入不要項目、▲は特殊事由コードを記入した場合のみ記入対象項目

ハ　記入項目

項目番号		1	2	3	4	5	6	8	9	10	11	12	14	15	16	17	18	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
給付の種類＼項目名		支払局署	特殊事由コード	予算コード	労働保険番号	被災者生年月日／受診者生年月日	傷病年月日／二次健康診断受診年月日	業通二別	給付の種別	給付の種類／特例コード	取消等の表示	新規継続再発の別	三者コード	特定疾病コード	特別加入者コード	支払コード	保険給付額	支払（回収）年月日	支給（回収）決定年月日	給付期間の初日／一次健康診断受診年月日	給付期間の末日	療養開始年月日	診療機関の別	実診療日数等	指定・非指定の別	指定病院番号	特殊費用の別	入院・非入院の別
療養の費用	一般診療費又は特殊費用を同時に支払った場合	○	▲	△	○	○	○	[redacted]	[redacted]	[redacted]	×	[redacted]	▲	▲	▲	[redacted]	○	○	○	○	○	▲	○	○	○	×	×	○
療養の費用	柔道整復施術費のみを支払った場合	○	▲	△	○	○	○	[redacted]	[redacted]	[redacted]	×	[redacted]	▲	▲	▲	[redacted]	○	○	○	○	○	▲	×	○	×	×	○	×
療養の費用	はり・きゅう、看護料、薬剤費、移送費のみを支払った場合	○	▲	△	○	○	○	[redacted]	[redacted]	[redacted]	×	[redacted]	▲	▲	▲	[redacted]	○	○	○	○	○	▲	×	○	×	×	○	×
療養の費用	診断書料、コルセット、氷代等のみを支払った場合	○	▲	△	○	○	○	[redacted]	[redacted]	[redacted]	×	[redacted]	▲	▲	▲	[redacted]	○	○	○	○	×	▲	×	×	×	×	○	×
診療費		○	▲	△	○	○	○	[redacted]	[redacted]	[redacted]	×	[redacted]	▲	▲	▲	[redacted]	○	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	×	○
決定の変更	追給又は増額訂正	○	▲	△	○	○	○	[redacted]	[redacted]	○	[redacted]	×	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	△	▲	△	△	△	△	△	△
決定の変更	回収　一部回収又は一部減額訂正	○	▲	△	○	○	○	[redacted]	[redacted]	○	[redacted]	×	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	△	▲	△	△	△	△	△	△
決定の変更	回収　全額回収又は取消し	○	▲	△	○	○	○	[redacted]	[redacted]	○	[redacted]	[redacted]	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	△	▲	△	△	△	△	△	△

○……必ず記入する。　×……記入しない。　△……該当する場合に記入する。　▲……特殊事由コード有りの時、該当する場合に記入する。

※　給付システムにより作成された給付データ又は給付支払調査票による入力データを問わず、当初のデータが支払であるときの取消又は訂正は、「決定の変更」のいずれかにより作成する。なお、記入項目及び記入内容は、二重線より上の各給付の種類により判断する。

（１）－b　療養（補償）給付〔長期給付キー（年金証書番号）〕

イ　作成上の注意事項

短期給付一元管理システムによらず、傷病（補償）年金受給者に係る療養（補償）給付を支払った場合、又は会計帳簿等と管理資料の間に差額が発生し、短期給付一元管理システムによる訂正が不可能な場合に作成する。

なお、障害（補償）年金受給者に係る装具費又は診断書及び遺族（補償）年金受給者に係る診断書ついても〔長期給付キー（年金証書番号）〕として作成すること。

ロ　必要な記入項目

項目番号	項目名	記入対象項目
1	支払局署	○
2	特殊事由コード	▲
3	予算コード	○
4	労働保険番号	▲
5	被災者生年月日／受診者生年月日	▲
6	傷病年月日／二次健康診断受診年月日	▲
7	年金証書番号	○
8	業通二別	○
9	給付の種別	○
10	給付の種類／特例コード	○
11	取消等の表示	○
12	新規継続再発の別	×
13	給付日数	×
14	三者コード	▲
15	特定疾病コード	▲
16	特別加入者コード	▲
17	支払コード	○
18	保険給付額	○
19	特別支給金A	×
20	特別支給金B	×
21	介護費用支出額	×
22	支払（回収）年月日	○
23	支給（回収）決定年月日	○
24	給付期間の初日／一次健康診断受診年月日	○
25	給付期間の末日	○
26	療養開始年月日	▲
27	診療機関の別	○
28	実診療日数等	○
29	指定・非指定の別	○
30	指定病院番号	○

項目番号	項目名	記入対象項目
31	特殊費用の別	○
32	入院・非入院の別	○
33	障害・傷病等級号	▲
34	給付基礎日額	×
35	算定基礎日額	×
36	平均賃金	×
37	介護区分	×
38	介護者コード	×
39	性別	×
40	傷病性質	×
41	傷病部位又は通勤方法	×
42	事故の相手方	×
43	血圧	×
44	血中脂質	×
45	血糖検査方法	×
46	血糖所見	×
47	BMI	×
48	尿蛋白	×
49	検査1	×
50	検査2	×
51	検査3	×
52	検査4	×
53	検査5	×
54	検査6	×
55	特定保健指導	×
56	脳又は心臓疾患	×
57	健診給付病院等番号	×

○は記入対象項目、×は記入不要項目、▲は特殊事由コードを記入した場合のみ記入対象項目

ハ　記入項目

項目番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	14	15	16	17	18	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
給付の種類＼項目名		支払局署	特殊事由コード	予算コード	労働保険番号	被災者生年月日／受診者生年月日	傷病年月日／二次健康診断受診年月日	年金証書番号	業通二別	給付の種別	給付の種類／特例コード	取消等の表示	三者コード	特定疾病コード	特別加入者コード	支払コード	保険給付額	支払（回収）年月日	支給（回収）決定年月日	給付期間の初日／一次健康診断受診年月日	給付期間の末日	療養開始年月日	診療機関の別	実診療日数等	指定・非指定の別	指定病院番号	特殊費用の別	入院・非入院の別	障害・傷病等級号
療養の費用	一般診療費又は特殊費用を同時に支払った場合	○	▲	△	▲	▲	▲	○	[redacted]	[redacted]	[redacted]	×	▲	▲	▲	[redacted]	○	○	○	○	○	▲	○	○	○	×	×	○	▲
療養の費用	柔道整復施術費のみを支払った場合	○	▲	△	▲	▲	▲	○	[redacted]	[redacted]	[redacted]	×	▲	▲	▲	[redacted]	○	○	○	○	○	▲	×	○	×	×	○	×	▲
療養の費用	はり・きゅう、看護料、薬剤費、移送費のみを支払った場合	○	▲	△	▲	▲	▲	○	[redacted]	[redacted]	[redacted]	×	▲	▲	▲	[redacted]	○	○	○	○	○	▲	×	○	×	×	○	×	▲
療養の費用	診断書料、コルセット、氷代等のみを支払った場合	○	▲	△	▲	▲	▲	○	[redacted]	[redacted]	[redacted]	×	▲	▲	▲	[redacted]	○	○	○	○	×	▲	×	×	×	×	○	×	▲
診療費		○	▲	△	▲	▲	▲	○	[redacted]	[redacted]	[redacted]	×	▲	▲	▲	[redacted]	○	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	×	○	▲
決定の変更	追給又は増額訂正	○	▲	△	▲	▲	▲	○	[redacted]	[redacted]	○	[redacted]	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	△	▲	△	△	△	△	△	△	▲
決定の変更	回収　一部回収又は一部減額訂正	○	▲	△	▲	▲	▲	○	[redacted]	[redacted]	○	[redacted]	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	△	▲	△	△	△	△	△	△	▲
決定の変更	回収　全額回収又は取消し	○	▲	△	▲	▲	▲	○	[redacted]	[redacted]	○	[redacted]	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	△	▲	△	△	△	△	△	△	▲

○……必ず記入する。　×……記入しない。　△……該当する場合に記入する。　▲……特殊事由コード有りの時、該当する場合に記入する。

※　給付システムにより作成された給付データ又は給付支払調査票による入力データを問わず、当初のデータが支払であるときの取消又は訂正は、「決定の変更」のいずれかにより作成する。なお、記入項目及び記入内容は、二重線より上の各給付の種類により判断する。

（２）休業（補償）給付

イ　作成上の注意事項

休業（補償）給付及び休業特別支給金の支払いにおける会計帳簿等と管理資料の間に差額が発生し、短期給付一元管理システムによる訂正が不可能な場合に作成する。

また、上記において第三者行為災害により特別支給金のみを支払ったもの及び第三者行為災害又は事業主責任災害による損害賠償金の受領等により、調整が必要な場合（給付の種類が変更される場合）は、当初支払いに係る取消処理を行うとともに、調整後の正しいデータを入力すること。

ロ　必要な記入項目

項目番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
項目名	支払局署	特殊事由コード	予算コード	労働保険番号	被災者生年月日／受診者生年月日	傷病年月日／二次健康診断受診年月日	年金証書番号	業通二別	給付の種別	給付の種類／特例コード	取消等の表示	新規継続再発の別	給付日数	三者コード	特定疾病コード
記入対象項目	○	▲	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	▲	▲

項目番号	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
項目名	特別加入者コード	支払コード	保険給付額	特別支給金A	特別支給金B	介護費用支出額	支払（回収）年月日	支給（回収）決定年月日	給付期間の初日／一次健康診断受診年月日	給付期間の末日	療養開始年月日	診療機関の別	実診療日数等	指定・非指定の別	指定病院番号
記入対象項目	▲	○	○	×	○	×	○	○	○	○	▲	×	×	×	×

項目番号	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44
項目名	特殊費用の別	入院・非入院の別	障害・傷病等級号	給付基礎日額	算定基礎日額	平均賃金	介護区分	介護者コード	性別	傷病性質	傷病部位又は通勤方法	事故の相手方	血圧	血中脂質
記入対象項目	×	×	×	○	×	▲	×	×	▲	▲	▲	▲	×	×

項目番号	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57
項目名	血糖検査方法	血糖所見	BMI	尿蛋白	検査1	検査2	検査3	検査4	検査5	検査6	特定保健指導	脳又は心臓疾患	健診給付病院等番号
記入対象項目	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

○は記入対象項目、×は記入不要項目、▲は特殊事由コードを記入した場合のみ記入対象項目

ハ　記入項目

項目番号	1	2	3	4	5	6	8	9	10	11	12	14	15	16	17	18	20	22	23	24	25	26	34	36	39	40	41	42
項目名 ／ 給付の種類	支払局署	特殊事由コード	予算コード	労働保険番号	被災者生年月日／受診者生年月日	傷病年月日／二次健康診断受診年月日	業通二別	給付の種別	給付の種類／特例コード	取消等の表示	新規継続再発の別	三者コード	特定疾病コード	特別加入者コード	支払コード	保険給付額	特別支給金B	支払（回収）年月日	支給（回収）決定年月日	給付期間の初日／二次健康診断受診年月日	給付期間の末日	療養開始年月日	給付基礎日額	平均賃金	性別	傷病性質	傷病部位又は通勤方法	事故の相手方
保険給付と特別支給金を同時に支払った場合	○	▲	△	○	○	○	[redacted]	[redacted]	[redacted]	×	○	▲	▲	▲	[redacted]	△	△	○	○	○	○	▲	○	▲	▲	▲	▲	▲
第三者行為災害等により特別支給金のみを支払った場合	○	▲	△	○	○	○	[redacted]	[redacted]	[redacted]	×	○	▲	▲	▲	[redacted]	×	○	○	○	○	○	▲	○	▲	▲	▲	▲	▲
決定の変更　追給又は増額訂正	○	▲	△	○	○	○	[redacted]	[redacted]	○	[redacted]	×	▲	▲	▲	[redacted]	△	△	○	○	○	○	▲	×	×	▲	▲	▲	▲
決定の変更　回収　一部回収又は一部減額訂正	○	▲	△	○	○	○	[redacted]	[redacted]	○	[redacted]	×	▲	▲	▲	[redacted]	△	△	○	○	○	○	▲	×	×	▲	▲	▲	▲
決定の変更　回収　全額回収又は取消し	○	▲	△	○	○	○	[redacted]	[redacted]	○	[redacted]	○	▲	▲	▲	[redacted]	△	△	○	○	○	○	▲	○	▲	▲	▲	▲	▲

○……必ず記入する。　×……記入しない。　△……該当する場合に記入する。　▲……特殊事由コード有りの時、該当する場合に記入する。

※１　項目番号18及び20のいずれも０又は空白とならないこと。

※２　給付システムにより作成された給付データ又は給付支払調査票による入力データを問わず、当初のデータが支払であるときの取消又は訂正は、「決定の変更」のいずれかにより作成する。なお、記入項目及び記入内容は、二重線より上の各給付の種類により判断する。

（３）障害（補償）給付

イ　作成上の注意事項

障害（補償）給付、障害特別支給金及び障害特別一時金又は障害特別年金の支払いにおける会計帳簿等と管理資料の間に差額が発生し、年金・一時金システムによる訂正が不可能な場合に作成する。

また、上記において障害特別支給金（定額の特別支給金）は「項番19　特別支給金A」に、障害特別一時金又は障害特別年金（特別給与を基礎とする特別支給金）は「項番20　特別支給金B」にそれぞれ記入すること。

ロ　必要な記入項目

項目番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
項目名	支払局署	特殊事由コード	予算コード	労働保険番号	受診者生年月日／被災者生年月日／	傷病年月日／二次健康診断受診年月日	年金証書番号	業通二別	給付の種別	給付の種類／特例コード	取消等の表示	新規継続再発の別	給付日数	三者コード	特定疾病コード	特別加入者コード	支払コード	保険給付額	特別支給金A	特別支給金B	介護費用支出額	支払（回収）年月日	支給（回収）決定年月日	給付期間の初日／一次健康診断受診年月日	給付期間の末日	療養開始年月日	診療機関の別	実診療日数等	指定・非指定の別	指定病院番号
記入対象項目	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲	▲	▲	○	○	○	○	×	○	○	×	×	▲	×	×	×	×

項目番号	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57
項目名	特殊費用の別	入院・非入院の別	障害・傷病等級号	給付基礎日額	算定基礎日額	平均賃金	介護区分	介護者コード	性別	傷病性質	傷病部位又は通勤方法	事故の相手方	血圧	血中脂質	血糖検査方法	血糖所見	BMI	尿蛋白	検査1	検査2	検査3	検査4	検査5	検査6	特定保健指導	脳又は心臓疾患	健診給付病院等番号
記入対象項目	×	×	▲	○	○	▲	×	×	▲	▲	▲	▲	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

○は記入対象項目、×は記入不要項目、▲は特殊事由コードを記入した場合のみ記入対象項目

ハ　記入項目

項目番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	22	23	26	33	34	35	36	39	40	41	42
給付の種類＼項目名		支払局署	特殊事由コード	予算コード	労働保険番号	被災者生年月日／受診者生年月日	傷病年月日／二次健康診断受診年月日	年金証書番号	業通二別	給付の種別	給付の種類／特例コード	取消等の表示	新規継続再発の別	給付日数	三者コード	特定疾病コード	特別加入者コード	支払コード	保険給付額	特別支給金A	特別支給金B	支払（回収）年月日	支給（回収）決定年月日	療養開始年月日	障害・傷病等級号	給付基礎日額	算定基礎日額	平均賃金	性別	傷病性質	傷病部位又は通勤方法	事故の相手方
障害（補償）一時金		○	▲	△	○	○	○	×	[redacted]	[redacted]	[redacted]	×	○	○	▲	▲	▲	[redacted]	△	△	△	○	○	▲	▲	○	△	▲	▲	▲	▲	▲
障害（補償）年金		○	▲	△	▲	▲	▲	○	[redacted]	[redacted]	[redacted]	×	○	○	▲	▲	▲	[redacted]	△	×	△	○	○	▲	▲	○	△	▲	▲	▲	▲	▲
障害（補償）年金前払一時金		○	▲	△	▲	▲	▲	○	[redacted]	[redacted]	[redacted]	×	×	○	▲	▲	▲	[redacted]	○	×	×	○	○	▲	▲	○	×	▲	▲	▲	▲	▲
障害（補償）年金差額一時金		○	▲	△	▲	▲	▲	○	[redacted]	[redacted]	[redacted]	×	×	×	▲	▲	▲	[redacted]	△	×	△	○	○	▲	▲	○	△	▲	▲	▲	▲	▲
障害（補償）一時金（年金）		○	▲	△	▲	▲	▲	○	[redacted]	[redacted]	[redacted]	×	×	○	▲	▲	▲	[redacted]	△	△	△	○	○	▲	▲	○	△	▲	▲	▲	▲	▲
障害特別支給金（定額）のみの支払		○	▲	△	▲	▲	▲	○	[redacted]	[redacted]	[redacted]	×	×	×	▲	▲	▲	[redacted]	×	○	×	○	○	▲	▲	×	×	▲	▲	▲	▲	▲
決定の変更	追給又は増額訂正	○	▲	△	△	△	△	△	[redacted]	[redacted]	○	[redacted]	×	△	▲	▲	▲	[redacted]	△	△	△	○	○	▲	▲	×	×	×	▲	▲	▲	▲
決定の変更	回収　一部回収又は一部減額訂正	○	▲	△	△	△	△	△	[redacted]	[redacted]	○	[redacted]	×	△	▲	▲	▲	[redacted]	△	△	△	○	○	▲	▲	×	×	×	▲	▲	▲	▲
決定の変更	回収　全額回収又は取消し	○	▲	△	△	△	△	△	[redacted]	[redacted]	○	[redacted]	△	△	▲	▲	▲	[redacted]	△	△	△	○	○	▲	▲	△	△	▲	▲	▲	▲	▲

○……必ず記入する。　×……記入しない。　△……該当する場合に記入する。　▲……特殊事由コード有りの時、該当する場合に記入する。

※1　項目番号18, 19及び20のいずれも0又は空白とならないこと。

※2　給付システムにより作成された給付データ又は給付支払調査票による入力データを問わず、当初のデータが支払であるときの取消又は訂正は、「決定の変更」のいずれかにより作成する。なお、記入項目及び記入内容は、二重線より上の各給付の種類により判断する。

（4）遺族（補償）給付

イ　作成上の注意事項

遺族（補償）給付、遺族特別支給金及び遺族特別一時金又は遺族特別年金の支払いにおける会計帳簿等と管理資料の間に差額が発生し、年金・一時金システムによる訂正が不可能な場合に作成する。

また、上記において遺族特別支給金（定額の特別支給金）は「項番19　特別支給金A」に、遺族特別一時金又は遺族特別年金（特別給与を基礎とする特別支給金）は「項番20　特別支給金B」にそれぞれ記入すること。

ロ　必要な記入項目

項目番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
項目名	支払局署	特殊事由コード	予算コード	労働保険番号	被災者生年月日／受診者生年月日	傷病年月日／三次健康診断受診年月日	年金証書番号	業通二別	給付の種別	給付の種類／特例コード	取消等の表示	新規継続再発の別	給付日数	三者コード	特定疾病コード	特別加入者コード	支払コード	保険給付額	特別支給金A	特別支給金B	介護費用支出額	支払（回収）年月日	支給（回収）決定年月日	給付期間の初日／一次健康診断受診年月日	給付期間の末日	療養開始年月日	診療機関の別	実診療日数等	指定・非指定の別	指定病院番号
記入対象項目	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲	▲	▲	○	○	○	○	×	○	○	×	×	▲	×	×	×	×

項目番号	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57
項目名	特殊費用の別	入院・非入院の別	障害・傷病等級号	給付基礎日額	算定基礎日額	平均賃金	介護区分	介護者コード	性別	傷病性質	傷病部位又は通勤方法	事故の相手方	血圧	血中脂質	血糖検査方法	血糖所見	BMI	尿蛋白	検査1	検査2	検査3	検査4	検査5	検査6	特定保健指導	脳又は心臓疾患	健診給付病院等番号
記入対象項目	×	×	▲	○	○	▲	×	×	▲	▲	▲	▲	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

○は記入対象項目、×は記入不要項目、▲は特殊事由コードを記入した場合のみ記入対象項目

ハ　記入項目

項目番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	22	23	26	33	34	35	36	39	40	41	42
項目名 / 給付の種類	支払局署	特殊事由コード	予算コード	労働保険番号	被災者生年月日／受診者生年月日	傷病年月日／二次健康診断受診年月日	年金証書番号	業通二別	給付の種別	給付の種類／特例コード	取消等の表示	新規継続再発の別	給付日数	三者コード	特定疾病コード	特別加入者コード	支払コード	保険給付額	特別支給金A	特別支給金B	支払（回収）年月日	支給（回収）決定年月日	療養開始年月日	障害・傷病等級号	給付基礎日額	算定基礎日額	平均賃金	性別	傷病性質	傷病部位又は通勤方法	事故の相手方
遺族(補償)一時金	○	▲	△	○	○	○	×	■	■	■	×	×	○	▲	▲	▲	■	△	△	△	○	○	▲	×	○	△	▲	▲	▲	▲	▲
遺族(補償)年金	○	▲	△	▲	▲	▲	○	■	■	■	×	○	○	▲	▲	▲	■	△	×	△	○	○	▲	×	○	△	▲	▲	▲	▲	▲
遺族(補償)年金前払一時金	○	▲	△	▲	▲	▲	○	■	■	■	×	×	○	▲	▲	▲	■	○	×	×	○	○	▲	×	○	×	▲	▲	▲	▲	▲
遺族(補償)年金差額一時金	○	▲	△	▲	▲	▲	○	■	■	■	×	×	△	▲	▲	▲	■	△	△	△	○	○	▲	▲	○	△	▲	▲	▲	▲	▲
遺族特別支給金(定額)のみの支払	○	▲	△	▲	▲	▲	○	■	■	■	×	×	×	▲	▲	▲	■	×	○	×	○	○	▲	×	×	×	▲	▲	▲	▲	▲
決定の変更　追給又は増額訂正	○	▲	△	△	△	△	△	■	■	○	■	×	△	▲	▲	▲	■	△	△	△	○	○	▲	▲	×	×	×	▲	▲	▲	▲
決定の変更　回収　一部回収又は一部減額訂正	○	▲	△	△	△	△	△	■	■	○	■	×	△	▲	▲	▲	■	△	△	△	○	○	▲	▲	×	×	×	▲	▲	▲	▲
決定の変更　回収　全額回収又は取消し	○	▲	△	△	△	△	△	■	■	○	■	△	△	▲	▲	▲	■	△	△	△	○	○	▲	▲	△	△	▲	▲	▲	▲	▲

○……必ず記入する。　×……記入しない。　△……該当する場合に記入する。　▲……特殊事由コード有りの時、該当する場合に記入する。

※1　項目番号18、19及び20のいずれも０又は空白とならないこと。

※2　給付システムにより作成された給付データ又は給付支払調査票による入力データを問わず、当初のデータが支払であるときの取消又は訂正は、「決定の変更」のいずれかにより作成する。なお、記入項目及び記入内容は、二重線より上の各給付の種類により判断する。

（5）葬祭料（給付）

イ　作成上の注意事項

葬祭料（給付）の支払いにおける会計帳簿等と管理資料の間に差額が発生し、年金・一時金システムによる訂正が不可能な場合に作成する。

なお、「項番13　給付日数」には、葬祭料の支給条件として、給付基礎日額の60日分を支払った場合は「60」、給付基礎日額の30日分＋定額を支払った場合は「30」を記入すること。

ロ　必要な記入項目

項目番号	項目名	記入対象項目
1	支払局署	○
2	特殊事由コード	▲
3	予算コード	○
4	労働保険番号	○
5	被災者生年月日／受診者生年月日	○
6	傷病年月日／二次健康診断受診年月日	○
7	年金証書番号	○
8	業通二別	○
9	給付の種別	○
10	給付の種類／特例コード	○
11	取消等の表示	○
12	新規継続再発の別	○
13	給付日数	○
14	三者コード	▲
15	特定疾病コード	▲
16	特別加入者コード	▲
17	支払コード	○
18	保険給付額	○
19	特別支給金A	×
20	特別支給金B	×
21	介護費用支出額	×
22	支払（回収）年月日	○
23	支給（回収）決定年月日	○
24	給付期間の初日／一次健康診断受診年月日	×
25	給付期間の末日	×
26	療養開始年月日	▲
27	診療機関の別	×
28	実診療日数等	×
29	指定・非指定の別	×
30	指定病院番号	×

項目番号	項目名	記入対象項目
31	特殊費用の別	×
32	入院・非入院の別	×
33	障害・傷病等級号	▲
34	給付基礎日額	○
35	算定基礎日額	×
36	平均賃金	▲
37	介護区分	×
38	介護者コード	×
39	性別	▲
40	傷病性質	▲
41	傷病部位又は通勤方法	▲
42	事故の相手方	▲
43	血圧	×
44	血中脂質	×
45	血糖検査方法	×
46	血糖所見	×
47	BMI	×
48	尿蛋白	×
49	検査1	×
50	検査2	×
51	検査3	×
52	検査4	×
53	検査5	×
54	検査6	×
55	特定保健指導	×
56	脳又は心臓疾患	×
57	健診給付病院等番号	×

○は記入対象項目、×は記入不要項目、▲は特殊事由コードを記入した場合のみ記入対象項目

ハ　記入項目

項目番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	22	23	26	33	34	36	39	40	41	42
項目名 / 給付の種類	支払局署	特殊事由コード	予算コード	労働保険番号	被災者生年月日／受診者生年月日	傷病年月日／二次健康診断受診年月日	年金証書番号	業通二別	給付の種別	給付の種類／特例コード	取消等の表示	新規継続再発の別	給付日数	三者コード	特定疾病コード	特別加入者コード	支払コード	保険給付額	支払（回収）年月日	支給（回収）決定年月日	療養開始年月日	障害・傷病等級号	給付基礎日額	平均賃金	性別	傷病性質	傷病部位又は通勤方法	事故の相手方
即死又は短期受給者が死亡した場合の葬祭料	○	▲	△	○	○	○	×	[redacted]	[redacted]	[redacted]	×	○	○	▲	▲	▲	[redacted]	○	○	○	▲	×	○	▲	▲	▲	▲	▲
傷病(補償)年金受給者が死亡した場合の葬祭料	○	▲	△	▲	▲	▲	○	[redacted]	[redacted]	[redacted]	×	×	○	▲	▲	▲	[redacted]	○	○	○	▲	▲	○	▲	▲	▲	▲	▲
決定の変更　追給又は増額訂正	○	▲	△	△	△	△	△	[redacted]	[redacted]	○	[redacted]	×	×	▲	▲	▲	[redacted]	○	○	○	▲	▲	×	×	▲	▲	▲	▲
決定の変更　回収　一部回収又は一部減額訂正	○	▲	△	△	△	△	△	[redacted]	[redacted]	○	[redacted]	×	×	▲	▲	▲	[redacted]	○	○	○	▲	▲	×	×	▲	▲	▲	▲
決定の変更　回収　全額回収又は取消し	○	▲	△	△	△	△	△	[redacted]	[redacted]	○	[redacted]	△	○	▲	▲	▲	[redacted]	○	○	○	▲	▲	○	▲	▲	▲	▲	▲

○……必ず記入する。　×……記入しない。　△……該当する場合に記入する。　▲……特殊事由コード有りの時、該当する場合に記入する。

※　給付システムにより作成された給付データ又は給付支払調査票による入力データを問わず、当初のデータが支払であるときの取消又は訂正は、「決定の変更」のいずれかにより作成する。なお、記入項目及び記入内容は、二重線より上の各給付の種類により判断する。

（6）傷病（補償）年金

イ　作成上の注意事項

傷病（補償）年金（未支給年金）、傷病特別支給金及び傷病特別年金（未支給の特別年金）の支払いにおける会計帳簿等と管理資料の間に差額が発生し、年金・一時金システムによる訂正が不可能な場合に作成する。

また、上記において傷病特別支給金（定額の特別支給金）は「項番19　特別支給金A」に、傷病特別年金（特別給与を基礎とする特別支給金）は「項番20　特別支給金B」に記入すること。

ロ　必要な記入項目

項目番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
項目名	支払局署	特殊事由コード	予算コード	労働保険番号	被災者生年月日／受診者生年月日	傷病年月日／二次健康診断受診年月日	年金証書番号	業通二別	給付の種別	給付の種類／特例コード	取消等の表示	新規継続再発の別	給付日数	三者コード	特定疾病コード
記入対象項目	○	▲	○	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	▲	▲

項目番号	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
項目名	特別加入者コード	支払コード	保険給付額	特別支給金A	特別支給金B	介護費用支出額	支払（回収）年月日	支給（回収）決定年月日	給付期間の初日／一次健康診断受診年月日	給付期間の末日	療養開始年月日	診療機関の別	実診療日数等	指定・非指定の別	指定病院番号
記入対象項目	▲	○	○	○	○	×	○	○	○	○	▲	×	×	×	×

項目番号	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44
項目名	特殊費用の別	入院・非入院の別	障害・傷病等級号	給付基礎日額	算定基礎日額	平均賃金	介護区分	介護者コード	性別	傷病性質	傷病部位又は通勤方法	事故の相手方	血圧	血中脂質
記入対象項目	×	×	▲	△	△	▲	×	×	▲	▲	▲	▲	×	×

項目番号	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57
項目名	血糖検査方法	血糖所見	BMI	尿蛋白	検査1	検査2	検査3	検査4	検査5	検査6	特定保健指導	脳又は心臓疾患	健診給付病院等番号
記入対象項目	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

○は記入対象項目、×は記入不要項目、▲は特殊事由コードを記入した場合のみ記入対象項目

ハ　記入項目

項目番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	22	23	24	25	26	33	34	35	36	39	40	41	42
項目名／給付の種類	支払局署	特殊事由コード	予算コード	労働保険番号	被災者生年月日／受診者生年月日	傷病年月日／二次健康診断受診年月日	年金証書番号	業通二別	給付の種別	給付の種類／特例コード	取消等の表示	新規継続再発の別	給付日数	三者コード	特定疾病コード	特別加入者コード	支払コード	保険給付額	特別支給金A	特別支給金B	支払（回収）年月日	支給（回収）決定年月日	給付期間の初日／二次健康診断受診年月日	給付期間の末日	療養開始年月日	障害・傷病等級号	給付基礎日額	算定基礎日額	平均賃金	性別	傷病性質	傷病部位又は通勤方法	事故の相手方
傷病(補償)年金	○	▲	△	▲	▲	▲	○	[redacted]	[redacted]	[redacted]	×	[redacted]	○	▲	▲	▲	[redacted]	△	×	△	○	○	○	○	▲	▲	○	△	▲	▲	▲	▲	▲
傷病特別支給金（定額）のみの支払	○	▲	△	▲	▲	▲	○	[redacted]	[redacted]	[redacted]	×	×	×	▲	▲	▲	[redacted]	×	○	×	○	○	×	×	▲	▲	×	×	▲	▲	▲	▲	▲
決定の変更　追給又は増額訂正	○	▲	△	▲	▲	▲	○	[redacted]	[redacted]	○	[redacted]	×	△	▲	▲	▲	[redacted]	△	△	△	○	○	△	△	▲	▲	×	×	×	▲	▲	▲	▲
決定の変更　回収　一部回収又は一部減額訂正	○	▲	△	▲	▲	▲	○	[redacted]	[redacted]	○	[redacted]	×	△	▲	▲	▲	[redacted]	△	△	△	○	○	△	△	▲	▲	×	×	×	▲	▲	▲	▲
決定の変更　回収　全額回収又は取消し	○	▲	△	▲	▲	▲	○	[redacted]	[redacted]	○	[redacted]	△	△	▲	▲	▲	[redacted]	△	△	△	○	○	△	△	▲	▲	△	△	▲	▲	▲	▲	▲

○……必ず記入する。　×……記入しない。　△……該当する場合に記入する。　▲……特殊事由コード有りの時、該当する場合に記入する。

※１　項目番号18、19及び20のいずれも０又は空白とならないこと。

※２　給付システムにより作成された給付データ又は給付支払調査票による入力データを問わず、当初のデータが支払であるときの取消又は訂正は、「決定の変更」のいずれかにより作成する。なお、記入項目及び記入内容は、二重線より上の各給付の種類により判断する。

（7）介護（補償）給付

イ　作成上の注意事項

介護（補償）給付の支払いにおける会計帳簿等と管理資料の間に差額が発生した場合に作成する。

また、上記において「項番38　介護者コード」の訂正により保険給付額を訂正する場合は、当初支払いに係る取消しデータの入力を行うとともに、正しいデータを入力すること。

ロ　必要な記入項目

項目番号	項目名	記入対象項目
1	支払局署	○
2	特殊事由コード	▲
3	予算コード	○
4	労働保険番号	▲
5	受診者生年月日 被災者生年月日／	▲
6	二次健康診断受診年月日 傷病年月日／	▲
7	年金証書番号	○
8	業通二別	○
9	給付の種別	○
10	給付の種類／特例コード	○
11	取消等の表示	○
12	新規継続再発の別	○
13	給付日数	○
14	三者コード	▲
15	特定疾病コード	▲
16	特別加入者コード	▲
17	支払コード	○
18	保険給付額	○
19	特別支給金Ａ	×
20	特別支給金Ｂ	×
21	介護費用支出額	○
22	支払（回収）年月日	○
23	支給（回収）決定年月日	○
24	一次健康診断受診年月日 給付期間の初日／	○
25	給付期間の末日	○
26	療養開始年月日	▲
27	診療機関の別	×
28	実診療日数等	○
29	指定・非指定の別	×
30	指定病院番号	×

項目番号	項目名	記入対象項目
31	特殊費用の別	×
32	入院・非入院の別	×
33	障害・傷病等級号	▲
34	給付基礎日額	×
35	算定基礎日額	×
36	平均賃金	×
37	介護区分	○
38	介護者コード	○
39	性別	▲
40	傷病性質	▲
41	傷病部位又は通勤方法	▲
42	事故の相手方	▲
43	血圧	×
44	血中脂質	×
45	血糖検査方法	×
46	血糖所見	×
47	ＢＭＩ	×
48	尿蛋白	×
49	検査1	×
50	検査2	×
51	検査3	×
52	検査4	×
53	検査5	×
54	検査6	×
55	特定保健指導	×
56	脳又は心臓疾患	×
57	健診給付病院等番号	×

○は記入対象項目、×は記入不要項目、▲は特殊事由コードを記入した場合のみ記入対象項目

ハ　記入項目

項目番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	21	22	23	24	25	26	28	33	37	38	39	40	41	42
給付の種類＼項目名		支払局署	特殊事由コード	予算コード	労働保険番号	被災者生年月日／受診者生年月日	傷病年月日／二次健康診断受診年月日	年金証書番号	業通二別	給付の種別	給付の種類／特例コード	取消等の表示	新規継続再発の別	給付日数	三者コード	特定疾病コード	特別加入者コード	支払コード	保険給付額	介護費用支出額	支払（回収）年月日	支給（回収）決定年月日	給付期間の初日／二次健康診断受診年月日	給付期間の末日	療養開始年月日	実診療日数等	障害・傷病等級号	介護区分	介護者コード	性別	傷病性質	傷病部位又は通勤方法	事故の相手方
介護費用を支出した場合		○	▲	△	▲	▲	▲	○	[redacted]	[redacted]	[redacted]	×	○	○	▲	▲	▲	[redacted]	○	○	○	○	○	○	▲	○	▲	○	○	▲	▲	▲	▲
介護費用を支出しない場合		○	▲	△	▲	▲	▲	○	[redacted]	[redacted]	[redacted]	×	○	○	▲	▲	▲	[redacted]	○	×	○	○	○	○	▲	×	▲	○	○	▲	▲	▲	▲
決定の変更	追給又は増額訂正	○	▲	△	△	△	△	○	[redacted]	[redacted]	○	[redacted]	×	×	▲	▲	▲	[redacted]	○	△	○	○	○	○	▲	×	▲	○	○	▲	▲	▲	▲
決定の変更	回収　一部回収又は一部減額訂正	○	▲	△	△	△	△	○	[redacted]	[redacted]	○	[redacted]	×	×	▲	▲	▲	[redacted]	○	△	○	○	○	○	▲	×	▲	○	○	▲	▲	▲	▲
決定の変更	回収　全額回収又は取消し	○	▲	△	△	△	△	○	[redacted]	[redacted]	○	[redacted]	○	○	▲	▲	▲	[redacted]	○	△	○	○	○	○	▲	△	▲	○	○	▲	▲	▲	▲

○……必ず記入する。　×……記入しない。　△……該当する場合に記入する。　▲……特殊事由コード有りの時、該当する場合に記入する。

※　給付システムにより作成された給付データ又は給付支払調査票による入力データを問わず、当初のデータが支払であるときの取消又は訂正は、「決定の変更」のいずれかにより作成する。なお、記入項目及び記入内容は、二重線より上の各給付の種類により判断する。

（8）二次健診等給付

イ　作成上の注意事項

二次健診等給付を支払った場合、又は会計帳簿等と管理資料の間に差額が発生した場合に作成する。

なお、一部の項目について、既存項目名を二次健診等給付項目名として読むこととする。

また、「項番2　特殊事由コード」に係る入力は当分の間使用しないこととする。

ロ　必要な記入項目

項目番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
項目名	支払局署	特殊事由コード	予算コード	労働保険番号	被災者生年月日／受診者生年月日	傷病年月日／二次健康診断受診年月日	年金証書番号	業通二別	給付の種別	給付の種類／特例コード	取消等の表示	新規継続再発の別	給付日数	三者コード	特定疾病コード	特別加入者コード	支払コード	保険給付額	特別支給金A	特別支給金B	介護費用支出額	支払（回収）年月日	支給（回収）決定年月日	給付期間の初日／一次健康診断受診年月日	給付期間の末日	療養開始年月日	診療機関の別	実診療日数等	指定・非指定の別	指定病院番号
記入対象項目	○	▲	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×	○	○	○	×	×	×	×	×	×

項目番号	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57
項目名	特殊費用の別	入院・非入院の別	障害・傷病等級号	給付基礎日額	算定基礎日額	平均賃金	介護区分	介護者コード	性別	傷病性質	傷病部位又は通勤方法	事故の相手方	血圧	血中脂質	血糖検査方法	血糖所見	BMI	尿蛋白	検査1	検査2	検査3	検査4	検査5	検査6	特定保健指導	脳又は心臓疾患	健診給付病院等番号
記入対象項目	×	×	×	×	×	×	×	×	▲	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

○は記入対象項目、×は記入不要項目、▲は特殊事由コードを記入した場合のみ記入対象項目

ハ　記入項目

項目番号	1	2	3	4	5	6	8	9	10	11	17	18	22	23	24	39	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57
項目名／給付の種類	支払局署	特殊事由コード	予算コード	労働保険番号	被災者生年月日／受診者生年月日	傷病年月日／二次健康診断受診年月日	業通二別	給付の種別	給付の種類／特例コード	取消等の表示	支払コード	保険給付額	支払（回収）年月日	支給（回収）決定年月日	給付期間の初日／一次健康診断受診年月日	性別	血圧	血中脂質	血糖検査方法	血糖所見	BMI	尿蛋白	検査1	検査2	検査3	検査4	検査5	検査6	特定保健指導	脳又は心臓疾患	健診給付病院等の番号
特例コードない場合	○	▲	△	○	○	○	[redacted]	[redacted]	[redacted]	×	[redacted]	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
特例コード有（3か月超）	○	▲	△	○	○	○	[redacted]	[redacted]	[redacted]	×	[redacted]	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
特例コード有（産業医等）	○	▲	△	○	○	○	[redacted]	[redacted]	[redacted]	×	[redacted]	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
特例コード有（[redacted]及び[redacted]）	○	▲	△	○	○	○	[redacted]	[redacted]	[redacted]	×	[redacted]	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
決定の変更　追給又は増額訂正	○	▲	△	○	○	○	[redacted]	[redacted]	○	[redacted]	[redacted]	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
決定の変更　回収　一部回収又は一部減額訂正	○	▲	△	○	○	○	[redacted]	[redacted]	○	[redacted]	[redacted]	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
決定の変更　回収　全額回収又は取消し	○	▲	△	○	○	○	[redacted]	[redacted]	○	[redacted]	[redacted]	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

○……必ず記入する。　×……記入しない。　△……該当する場合に記入する。　▲……特殊事由コード有りの時、該当する場合に記入する。

※1　特殊事由コードに係る入力は当分の間使用しないこととする。
※2　入力データにおいて、当初のデータが支払であるときの取消又は訂正は、「決定の変更」のいずれかにより作成する。なお、記入項目及び記入内容は二重線より上の各給付の種類（特例コード）により判断する。

7 記入要領

項目番号	項目名	記入要領
1	支払局署	当該保険給付を行った「支払局署」のコードを記入すること。 ただし、局払診療費（国立病院分）は、被災労働者の「管轄局署」のコードを記入すること。 なお、二次健診等給付については、受診者の所属する事業場の「管轄局」のコードを記入すること。
2	特殊事由コード	給付システムにおいて、被災労働者の短期給付キー、長期給付キー又は二次健診等給付キーが管理されていない場合、又は「統合台帳」に移行されたものについて「[redacted]」を記入する。 ※1 特殊事由コードを「[redacted]」で入力すると、給付システムの各給付台帳との突合及び共通情報の入手を行わないので、給付データとして不足する項目（給付の種別ごとに「ハ　記入項目」を参照）を記入すること。 ※2 二次健診等給付にあってはシステム稼動後において使用することとし、当分の間使用しないこと。
3	予算コード	入力月が4月の場合に次のコードを記入する。なお、他の月に入力する場合は空欄とする。 新年度予算で支払った場合 ………… [redacted] 旧年度予算で支払った場合 ………… [redacted]
4	労働保険番号	被災労働者又は二次健診受診者の所属する事業場の労働保険番号を記入する。
5	被災者生年月日／受診者生年月日	被災労働者又は二次健診受診者の生年月日に次の元号コードを付して記入する。 明　治 ………… [redacted] 大　正 ………… [redacted] 昭　和 ………… [redacted] 平　成 ………… [redacted]
6	傷病年月日／二次健康診断受診年月日	被災労働者の負傷又は発病年月日あるいは二次健診受診者の二次健診受診年月日に元号コードを付して記入する。 なお、元号コードは「5　被災者生年月日／受診者生年月日」欄を参照すること。
7	年金証書番号	被災労働者の「年金証書番号」を記入する。
8	業通二別	業通別又は二次健診について、次のコードを記入する。 業　務　災　害 ………… [redacted] 通　勤　災　害 ………… [redacted] 二次健診等給付 ………… [redacted]

項目番号	項目名	記入要領
9	給付の種別	保険給付の種別について、次のコードを記入する。 療養（補償）給付 …… [redacted] 休業（補償）給付 …… [redacted] 障害（補償）給付 …… [redacted] 遺族（補償）給付 …… [redacted] 葬祭料（給付） …… [redacted] 傷病（補償）年金 …… [redacted] 介護（補償）給付 …… [redacted] 二次健診等給付 …… [redacted]
1 0	給付の種類/ 特例コード	上記「9　給付の種別」により、次のコードを記入する。 ○　療養（補償）給付の場合 a　療養の費用（短期） …… [redacted] b　療養の費用（年金） …… [redacted] c　診療費（短期） …… [redacted] d　診療費（年金） …… [redacted] ○　休業（補償）給付の場合 a　休業（補償）給付 …… [redacted] b　休業特別支給金のみの支払（第三者行為災害等により特別支給金のみを支払ったもの） …… [redacted] ○　障害（補償）給付の場合 a　障害（補償）一時金 …… [redacted] b　未支給の障害（補償）年金 …… [redacted] c　障害（補償）年金前払一時金 …… [redacted] d　障害（補償）年金差額一時金 …… [redacted] e　障害（補償）年金受給者の障害等級が８～１４級となった場合の一時金又は傷病（補償）年金受給者が治ゆし、残存障害の障害等級が８～１４級となった場合の一時金 …… [redacted] f　障害（補償）年金の定額特別支給金のみの支払い又は傷病（補償）年金から障害（補償）年金に移行した際に支払われる障害特別支給金の差額 …… [redacted]

項目番号	項目名	記入要領
１０	給付の種類/ 特例コード	○　遺族（補償）給付の場合 a　遺族（補償）一時金 …… [redacted] b　未支給の遺族（補償）年金 …… [redacted] c　遺族（補償）年金前払一時金 …… [redacted] d　遺族（補償）年金差額一時金又は傷病（補償）年金受給者が死亡し、遺族（補償）年金を受ける遺族がいない場合の一時金 …… [redacted] e　遺族（補償）年金の定額特別支給金のみの支払い …… [redacted] ○　葬祭料（給付）の場合 a　即死又は短期給付受給者が死亡した場合の葬祭料（給付） …… [redacted] b　傷病（補償）年金受給者が死亡した場合の葬祭料（給付） …… [redacted] ○　傷病（補償）年金の場合 a　未支給の傷病（補償）年金 …… [redacted] b　傷病（補償）年金の定額特別支給金のみの支払い …… [redacted] ○　介護（補償）給付の場合 a　介護費用を支出して介護を受けた場合 …… [redacted] b　介護費用を支出しないで介護を受けた場合 …… [redacted] ○　二次健診等給付の場合 a　特例コードなし …… [redacted] b　特例コードあり（３か月超） …… [redacted] c　特例コードあり（産業医等） …… [redacted] d　特例コードあり（３か月超及び産業医等） …… [redacted]
１１	取消等の表示	当該給付の支給決定を変更した場合に、次のコードを記入する。 追給又は増額訂正 …… [redacted] 一部回収又は一部減額訂正 …… [redacted] 全額回収又は取消し …… [redacted] なお、通常の支払いについては記入しないこと。

項目番号	項目名	記入要領
12	新規継続再発の別	給付の種別又は給付の種類に応じて次のコードを記入する。 ○ 療養（補償）給付の場合（給付の種別が[redacted]のもの） a 継続 …… [redacted] ※療養（補償）給付の場合、当該支払又は取消データが[redacted]（新規）であっても[redacted]（継続）として報告すること。 ○ 休業（補償）給付の場合（給付の種別が[redacted]のもの） a 新規 …… [redacted] b 継続 …… [redacted] ※短期給付一元管理システムにおける「新継再別コード」[redacted]（特例）については、[redacted]（継続）として報告すること。 ○ 障害（補償）一時金の場合（給付の種別が[redacted]、給付の種類が[redacted]のもの） a 休業なしの場合 …… [redacted] b 休業ありの場合 …… [redacted] ○ 障害（補償）年金の場合（給付の種別が[redacted]、給付の種類が[redacted]のもの） a 新規 …… [redacted] b 継続 …… [redacted] ○ 遺族（補償）年金の場合（給付の種別が[redacted]、給付の種類が[redacted]のもの） a 新規 …… [redacted] b 継続 …… [redacted] ○ 即死又は短期給付受給者が死亡した場合の葬祭料（給付）の場合（給付の種別が[redacted]、給付の種類が[redacted]のもの） a 療養あり、休業なしの時 …… [redacted] b 療養あり、休業ありの時 …… [redacted] c 療養なし、休業なしの時 …… [redacted] ○ 傷病（補償）年金の場合（給付の種別が[redacted]、給付の種類が[redacted]のもの） a 継続 …… [redacted] ○ 介護（補償）給付の場合（給付の種別が[redacted]のもの） a 新規 …… [redacted] b 継続 …… [redacted]

項目番号	項目名	記入要領
13	給付日数	給付の種別又は給付の種類に応じて次の日数を記入する。 ○ 障害（補償）給付（給付の種別が[redacted]のもの） a 年金からの転帰者を含む障害（補償）一時金（給付の種類が[redacted]又は[redacted]のもの）については、保険給付額の基礎となった給付日数を記入すること。 b 未支給の障害（補償）年金（給付の種類が[redacted]のもの）については、１カ月分の時は３０日、２カ月分の時は６０日を記入すること。 c 障害（補償）年金前払一時金（給付の種類が[redacted]のもの）については、選択した前払一時金の給付日数を記入すること。 ○ 遺族（補償）給付（給付の種類が[redacted]のもの） a 年金からの転帰者を含む遺族（補償）一時金（給付の種類が[redacted]又は[redacted]のもの）については、保険給付額の基礎となった給付日数を記入すること。 b 未支給の遺族（補償）年金（給付の種類が[redacted]のもの）については、１カ月分の時は３０日、２カ月分の時は６０日を記入すること。 c 遺族（補償）年金前払一時金（給付の種類が[redacted]のもの）については、選択した前払一時金の給付日数を記入すること。 ○ 葬祭料（給付）（給付の種別が[redacted]のもの） a 給付基礎日額の６０日分の時は６０日、定額＋給付基礎日額の３０日分の時は３０日を記入すること。 ○ 傷病（補償）年金（給付の種別が[redacted]） a 未支給の傷病（補償）年金（給付の種類が[redacted]のもの）については、１カ月分の時は３０日、２カ月分の時は６０日を記入すること。 ○ 介護（補償）給付（給付の種別が[redacted]のもの） a １カ月分の時は３０日、２カ月分の時は６０日、３カ月分の時は９０日を記入すること。 なお、３カ月分を超える支払いの場合は、別葉とし、２部作成すること。
14	三者コード	第三者行為災害の場合は、次のコードを記入する。 自賠先行 ………… [redacted] 労災先行 ………… [redacted] その他 ………… [redacted]
15	特定疾病コード	特定疾病の場合に「[redacted]」を記入する。
16	特別加入者コード	特別加入の場合に「特別加入者コード表」によるコードを記入する。

項目番号	項目名	記入要領
17	支払コード	支払箇所により、次のコードを記入する。 労働局 ………………………………………… [redacted] 労働基準監督署 ………………………………………… [redacted]
18	保険給付額	保険給付の支払（回収）額を記入する。
19	特別支給金A	障害（補償）給付、遺族（補償）給付及び傷病（補償）年金における定額の特別支給金の支払（回収）額を記入する。
20	特別支給金B	休業特別支給金及び特別給与を基礎とする特別支給金（障害特別一時金、遺族特別一時金、障害特別年金、遺族特別年金、傷病特別年金）の支払（回収）額を記入する。
21	介護費用支出額	費用を支出して介護を受けた場合の介護費用支出額の合計を記入する。
22	支払(回収)年月日	支払（回収）年月日を記入する。
23	支給(回収)決定年月日	支給（回収）決定年月日を記入する。
24	給付期間の初日／一次健康診断受診年月日	○ 二次健診等給付以外 a 給付期間の初日を記入する。 なお、休業（補償）給付については、待期期間（療養開始から3日間）を含めないこと。 ○ 二次健診等給付 a 直近の一次健康診断受診年月日を記入する。
25	給付期間の末日	給付期間の末日を記入する。
26	療養開始年月日	被災労働者の療養開始年月日を記入する。
27	診療機関の別	一般診療の場合に、次のコードを記入する。 ………………………………………… [redacted] 労災病院 ………………………………………… [redacted] 国公立病院 ………………………………………… [redacted] 公益、社保病院 ………………………………………… [redacted] その他の医療機関 ………………………………………… [redacted]

項目番号	項目名	記入要領
28	実診療日数等	○ 療養（補償）給付の場合（給付の種別が[redacted]のもの） （1） 一般診療の場合は、その支払いの基礎となった診療実日数を記入すること。 （2） 特殊費用のみを支払った場合は、次により記入すること。 イ 柔復・はり、きゅう --------- 施術の実日数　ロ 看護料、訪問看護費 --------- 看護の実日数 ハ 移送費 --------------------- 移送回数又は通院回数　ニ 薬局薬剤費 ---------------- 調剤数量 ○ 介護（補償）給付の場合（給付の種別が[redacted]、給付の種類が[redacted]のもの） 介護費用を支出した場合のみ介護日数を記入すること。
29	指定・非指定の別	一般診療の場合に、次のコードを記入する。 指定医療機関 ………… [redacted] 非指定医療機関 ………… [redacted]
30	指定病院番号	診療費の場合に、指定病院番号を記入する。
31	特殊費用の別	一般診療以外の場合に、次のコードを記入する。 看護料 ………… [redacted] 訪問看護料 ………… [redacted] 移送費 ………… [redacted] 装具費 ………… [redacted] 診断書料 ………… [redacted] 柔道整復施術料 ………… [redacted] はり、きゅう施術料 ………… [redacted] 薬剤費 ………… [redacted] 指定薬局薬剤費 ………… [redacted]
32	入院・非入院の別	一般診療の場合に、次のコードを記入する。 入院 ………… [redacted] 非入院 ………… [redacted]

項目番号	項目名	記入要領
33	障害・傷病等級号	被災労働者の障害・傷病等級号を記入する。
34	給付基礎日額	当該請求に係る給付基礎日額を記入する。
35	算定基礎日額	当該請求に係る算定基礎日額を記入する。
36	平均賃金	当該請求に係る平均賃金を記入する。
37	介護区分	介護（補償）給付について、次のコードを記入する。 常時介護 …… [redacted] 随時介護 …… [redacted]
38	介護者コード	介護（補償）給付について、次のコードを記入する。 民間事業者のみ …… [redacted] 家族、友人のみ …… [redacted] 家族、友人と民間事業者の両方による介護 …… [redacted]
39	性別	被災労働者の性別について、次のコードを記入する。 男性 …… [redacted] 女性 …… [redacted]
40	傷病性質	「傷病性質コード表」により該当するコードを記入する。
41	傷病部位又は通勤方法	「傷病部位コード表」（業務災害）又は「通勤方法コード表」（通勤災害）により該当するコードを記入する。
42	事故の相手方	「事故の相手方コード表」（通勤災害）により該当するコードを記入する。
43	血圧	血圧の測定における異常所見について、次のコードを記入する。 あり …… [redacted] なし …… [redacted]

項目番号	項　目　名	記　入　要　領
44	血中脂質	血中脂質検査における異常所見について、次のコードを記入する。 あ　り …… [redacted] な　し …… [redacted]
45	血糖検査方法	血糖検査の方法について、次のコードを記入する。 血糖値検査 …… [redacted] ヘモグロビンA_{1c} …… [redacted]
46	血糖所見	血糖検査における異常所見について、次のコードを記入する。 あ　り …… [redacted] な　し …… [redacted]
47	BMI	BMI（肥満度）の測定における異常所見について、次のコードを記入する。 あ　り …… [redacted] な　し …… [redacted]
48	尿蛋白	尿中蛋白検査の所見について、次のコードを記入する。 － …… [redacted] ± …… [redacted] ＋ …… [redacted] ＋＋ …… [redacted] ＋＋＋ …… [redacted]
49	検査１	二次健診結果のうち、空腹時の血中脂質検査について、次のコードを記入する。 あ　り …… [redacted] な　し …… [redacted]

項目番号	項　目　名	記　入　要　領
5 0	検査 2	二次健診結果のうち、空腹時の血糖値検査について、次のコードを記入する。 あ　り ………………………………… [redacted] な　し ………………………………… [redacted]
5 1	検査 3	二次健診結果のうち、ヘモグロビンA_{1c}検査について、次のコードを記入する。 あ　り ………………………………… [redacted] な　し ………………………………… [redacted]
5 2	検査 4	二次健診結果のうち、負荷心電図検査又は胸部超音波検査（心エコー検査）について、次のコードを記入する。 負荷心電図 ………………………………… [redacted] 胸部超音波 ………………………………… [redacted]
5 3	検査 5	二次健診結果のうち、頸部超音波検査（頸部エコー検査）について、次のコードを記入する。 あ　り ………………………………… [redacted] な　し ………………………………… [redacted]
5 4	検査 6	二次健診結果のうち、微量アルブミン尿検査について、次のコードを記入する。 あ　り ………………………………… [redacted] な　し ………………………………… [redacted]
5 5	特定保健指導	特定保健指導について、次のコードを記入する。 あ　り ………………………………… [redacted] な　し ………………………………… [redacted]
5 6	脳又は心臓疾患	脳又は心臓疾患について、次のコードを記入する。 あ　り ………………………………… [redacted] な　し ………………………………… [redacted]
5 7	健診給付病院等の番号	二次健診指定病院等の番号を記入する。

8　記入例

（1）療養（補償）給付…長期訪問看護

労働者災害補償保険
給付統計システム

給付支払調査票

帳票種別 3 6 1 0 2　①支払局署 2 7 0 1　②特殊事由コード ／　③予算コード

共通項目

④労働保険番号（府県・所掌・管轄・基幹番号・枝番号）

⑤被災者生年月日／受診者生年月日（元号・年・月・日）　⑥傷病年月日／二次健康診断受診年月日（元号・年・月・日）

⑦年金証書番号（管轄局・種別・西暦年・番号） 2 7 1 9 6 9 9 9 1

⑧業通二別 3　⑨給付の種別 1　⑩給付の種類／特例コード 2　⑪取消等の表示　⑫新規継続再発の別

⑬給付日数（日）　⑭三者コード ／　⑮特定疾病コード ／　⑯特別加入者コード ／／　⑰支払コード 5

給付額等

⑱保険給付額（億・千万・百万・十万・万・千・百・十・円） 1 0 2 5 5 0　⑲特別支給金A（億・千万・百万・十万・万・千・百・十・円）

⑳特別支給金B（億・千万・百万・十万・万・千・百・十・円）　㉑介護費用支出額（億・千万・百万・十万・万・千・百・十・円）

支払年月日等

㉒支払（回収）年月日 7 1 3 ／ 1 1 8　㉓支給（回収）決定年月日 7 1 3 ／ 1 1 2

㉔給付期間の初日／一次健康診断受診年月日 7 1 2 1 2 ／ 1　㉕給付期間の末日 7 1 2 1 2 3 1

㉖療養開始年月日 ／／／／／／／

療養項目等

㉗診療機関の別　㉘実診療日数等 1 2　㉙指定・非指定の別　㉚指定病院番号

㉛特殊費用の別 2　㉜入院・非入院の別

その他

㉝障害・傷病等級号 ／／／／　㉞給付基礎日額（千万・万・千・百・十・円）　㉟算定基礎日額（千万・万・千・百・十・円）

㊱平均賃金 ／／／／／／　㊲介護区分　㊳介護者コード

災害統計項目

㊴性別 ／　㊵傷病性質 ／／　㊶傷病部位又は通勤方法 ／／　㊷事故の相手方 ／／

健診結果等

一次健診結果：㊸血圧　㊹血中脂質　㊺血糖検査方法　㊻血糖所見　㊼BMI　㊽尿蛋白

二次健診検査項目等：㊾検査1　㊿検査2　51検査3　52検査4　53検査5　54検査6　55特定保健指導　56脳又は心臓疾患　57健診給付病院等の番号

備考

決裁	年	月	日	
課長	調査官	監察官	係長	係員
署長	次長	課長	係長	係員

（物品番号 751S） 13.2

（2）休業（補償）給付（特殊事由コード有りのとき）

労働者災害補償保険
給付統計システム

給付支払調査票

帳票種別	①支払局署	②特殊事由コード	③予算コード
36102	1001	1	

共通項目

項目	記入内容
④労働保険番号（府県・所掌・管轄・基幹番号・枝番号）	10101000001
⑤被災者生年月日／受診者生年月日	5 25 10 1
⑥傷病年月日／二次健康診断受診年月日	7 10 11 1
⑦年金証書番号（管轄局・種別・西暦年・番号）	
⑧業通二別	1
⑨給付の種別	2
⑩給付の種類／特例コード	1
⑪取消等の表示	
⑫新規継続再発の別	3
⑬給付日数	
⑭三者コード	／
⑮特定疾病コード	／
⑯特別加入者コード	／／
⑰支払コード	5

給付額等

項目	記入内容
⑱保険給付額	60000円
⑲特別支給金A	
⑳特別支給金B	20000円
㉑介護費用支出額	

支払年月日等

項目	記入内容
㉒支払（回収）年月日	7 12 6 5
㉓支給（回収）決定年月日	7 12 6 2
㉔給付期間の初日／一次健康診断受診年月日	7 12 5 1
㉕給付期間の末日	7 12 5 10
㉖療養開始年月日	／／／／／／／

療養項目等

項目	記入内容
㉗診療機関の別	
㉘実診療日数等	
㉙指定・非指定の別	
㉚指定病院番号	
㉛特殊費用の別	
㉜入院・非入院の別	

その他

項目	記入内容
㉝障害・傷病等級号	／／／／
㉞給付基礎日額	10000円
㉟算定基礎日額	
㊱平均賃金	／／／／／／
㊲介護区分	
㊳介護者コード	

災害統計項目

項目	記入内容
㊴性別	／
㊵傷病性質	／／
㊶傷病部位又は通勤方法	／／
㊷事故の相手方	／／

健診結果等

区分	項目
一次健診結果	㊸血圧 ㊹血中脂質 ㊺血糖検査方法 ㊻血糖所見 ㊼BMI ㊽尿蛋白
二次健診検査項目等	㊾検査1 ㊿検査2 51検査3 52検査4 53検査5 54検査6 55特定保健指導 56脳又は心臓疾患 57健診給付病院等の番号

備考

決裁		年	月	日
課長	調整官	監察官	係長	係員
署長	次長	課長	係長	係員

（物品番号 7518） 13.2

（3）障害（補償）給付…障害補償

労働者災害補償保険
給付統計システム

給付支払調査票

帳票種別 3 6 1 0 2

①支払局署 4 1 0 2
②特殊事由コード ／
③予算コード

区分	項目	記入内容
共通項目	④労働保険番号（府・県／所掌／管轄／基幹番号／枝番号）	
	⑤被災者生年月日／受診者生年月日（元号・年・月・日）	
	⑥傷病年月日／二次健康診断受診年月日（元号・年・月・日）	
	⑦年金証書番号（管轄局／種別／西暦年／番号）	4 1 3 9 5 9 9 9 1
	⑧業通二別	1
	⑨給付の種別	3
	⑩給付の種類／特例コード	2
	⑪取消等の表示	1
	⑫新規継続再発の別	3
	⑬給付日数	60日
	⑭三者コード	／
	⑮特定疾病コード	／
	⑯特別加入者コード	／／
	⑰支払コード	5
給付額等	⑱保険給付額（億・千万・百万・十万・万・千・百・十・円）	3 0 2 1 6 6
	⑲特別支給金A	
	⑳特別支給金B	
	㉑介護費用支出額	
支払年月日等	㉒支払(回収)年月日	7 1 2 1 2 1 5
	㉓支給(回収)決定年月日	7 1 2 1 2 5
	㉔給付期間の初日／一次健康診断受診年月日	
	㉕給付期間の末日	
	㉖療養開始年月日	／／／／／／／
療養項目等	㉗診療機関の別	
	㉘実診療日数等	
	㉙指定・非指定の別	
	㉚指定病院番号	
	㉛特殊費用の別	
	㉜入院・非入院の別	
その他	㉝障害・傷病等級号	／／／／
	㉞給付基礎日額（十万・万・千・百・十・円）	9 9 6 0
	㉟算定基礎日額	
	㊱平均賃金	／／／／／／
	㊲介護区分	
	㊳介護者コード	
災害統計項目	㊴性別	／
	㊵傷病性質	／／
	㊶傷病部位又は通勤方法	／／
	㊷事故の相手方	／／
健診結果等（一次健診結果）	㊸血圧 ㊹血中脂質 ㊺血糖検査方法 ㊻血糖所見 ㊼BMI ㊽尿蛋白	
健診結果等（二次健診検査項目等）	㊾検査1 ㊿検査2 51検査3 52検査4 53検査5 54検査6 55特定保健指導 56脳又は心臓疾患 57健診給付病院等の番号	
備考		

決裁		年	月	日
課長／署長	調整官／次長	監察官／課長	係長／係長	係員／係員

（物品番号 7518） 13.2

（4）介護（補償）給付…介護費用支出しない場合（入力月が４月かつ旧年度予算の場合）

労働者災害補償保険
給付統計システム

給付支払調査票

帳票種別 36102　①支払局署 2202　②特殊事由コード ／　③予算コード 3

共通項目

④労働保険番号（府県｜所掌｜管轄｜基幹番号｜枝番号）

⑤被災者生年月日／受診者生年月日（元号・年・月・日）　⑥傷病年月日／二次健康診断受診年月日（元号・年・月・日）

⑦年金証書番号（管轄局｜種別｜西暦年｜番号）2239099991

⑧業通二別 1　⑨給付の種別 7　⑩給付の種類／特例コード 3　⑪取消等の表示 1　⑫新規継続再発の別 3

⑬給付日数 30　⑭三者コード ／　⑮特定疾病コード ／　⑯特別加入者コード ／／　⑰支払コード 5

給付額等

⑱保険給付額 86310　⑲特別支給金A

⑳特別支給金B　㉑介護費用支出額

支払年月日等

㉒支払（回収）年月日 7120420　㉓支給（回収）決定年月日 7120413

㉔給付期間の初日／一次健康診断受診年月日 712031　㉕給付期間の末日 712331

㉖療養開始年月日 ／／／／／／／

療養項目等

㉗診療機関の別　㉘実診療日数等　㉙指定・非指定の別　㉚指定病院番号

㉛特殊費用の別　㉜入院・非入院の別

その他

㉝障害・傷病等級号 ／／／／　㉞給付基礎日額　㉟算定基礎日額

㊱平均賃金 ／／／／／／　㊲介護区分 3　㊳介護者コード 3

災害統計項目

㊴性別 ／　㊵傷病性質 ／／　㊶傷病部位又は通勤方法 ／／　㊷事故の相手方 ／／

健診結果等

一次健診結果：㊸血圧　㊹血中脂質　㊺血糖検査方法　㊻血糖所見　㊼BMI　㊽尿蛋白

二次健診検査項目等：㊾検査1　㊿検査2　51 検査3　52 検査4　53 検査5　54 検査6　55 特定保健指導　56 二次健診受診状況　57 健診給付病院等の番号

備考

決裁		年	月	日
課長／署長	調査官／次長	監察官／課長	係長／係長	係員／係員

（物品番号 7518）13.2

（5）二次健診等給付

労働者災害補償保険
給付統計システム

給付支払調査票

帳票種別	①支払局署	②特殊事由コード	③予算コード
36102	27	／	

共通項目

項目	記入
④労働保険番号（府県・所掌・管轄・基幹番号・枝番号）	27101002620000
⑤被災者生年月日／受診者生年月日（元号・年・月・日）	5 48 12 14
⑥傷病年月日／二次健康診断受診年月日（元号・年・月・日）	7 13 5 10
⑦年金証書番号（管轄局・種別・西暦年・番号）	
⑧業通二別	5
⑨給付の種別	8
⑩給付の種類／特別コード	7
⑪取消等の表示	
⑫新規継続再発の別	
⑬給付日数	
⑭三者コード	／
⑮特定疾病コード	／
⑯特別加入者コード	／／
⑰支払コード	3

給付額等

項目	記入
⑱保険給付額（億・千万・百万・十万・万・千・百・十・円）	31046
⑲特別支給金A	
⑳特別支給金B	
㉑介護費用支出額	

支払年月日等

項目	記入
㉒支払（回収）年月日	7 13 7 14
㉓支給（回収）決定年月日	7 13 7 12
㉔給付期間の初日／一次健康診断受診年月日	7 13 4 6
㉕給付期間の末日	
㉖療養開始年月日	／／／／／／／

療養項目等

項目	記入
㉗診療機関の別	
㉘実診療日数等	
㉙指定・非指定の別	
㉚指定病院番号	
㉛特殊費用の別	
㉜入院・非入院の別	

その他

項目	記入
㉝障害・傷病等級号	／／／／
㉞給付基礎日額	
㉟算定基礎日額	
㊱平均賃金	／／／／／／
㊲介護区分	
㊳介護者コード	

災害統計項目

項目	記入
㊴性別	／
㊵傷病性質	／／
㊶傷病部位又は通勤方法	／／
㊷事故の相手方	／／

健診結果等

一次健診結果	㊸血圧	㊹血中脂質	㊺血糖検査方法	㊻血糖所見	㊼BMI	㊽尿蛋白
	1	1	1	1	1	3

二次健診検査項目等	㊾検査1	㊿検査2	51検査3	52検査4	53検査5	54検査6	55特定保健指導	56指導又は保険指導	57健診給付病院等の番号
	1	1	1	3	1	1	1	3	9999999

備考

決裁	年	月	日	
課長	調整官	監察官	係長	係員
署長	次長	課長	係長	係員

（物品番号 7518）13.2

Ⅲ　各種リストの内容と事務処理

301　管理資料

1．給付種類別データリスト合計表（配信リスト）

（1）出力様式

[redacted]

※二次健診等給付額の出力は、「（二次健診等給付・当月）」及び「（業通二計・当月）」時のみとする。

（2）目的

このリストは、会計帳簿等と給付データ関係の機械処理結果の突合を行うための管理資料として、前月分の給付システム及び給付支払調査票による給付データを基に、給付の種類別に件数、金額を印書し、局署あて配信を行う。

（3）配信方法

イ　様式

スタンダード用紙、全幅

ロ　出力端末装置

- 局配信分　ラインプリンタ（LP）
- 署配信分　監督署用配信プリンタ（K-LP）

ハ　配信方式

配信方式は、自動配信とする。

なお、局あて配信リストは局払分のほか管轄全署分を出力する。

また、統計表の前後に配信電文を出力する。

ニ　配信日時

配信日時は、前月分を原則毎月10日に出力する。

配信開始時間は、午後3時からとする。

なお、配信日については、四半期ごとに機械処理業務実施計画により通知する。

ホ　配信電文の再送

配信されたデータを印書した際に、印字ずれが生じた等のため再印書したいときは、配信電文を再送要求することができる。

再送要求の方法等については、局においては「労働保険ネットワークシステム端末設備運用管理要領（都道府県労働局編）」を、署においては「労災行政情報管理システム端末装置運用管理要領（労働基準監督署編）」を参照のこと。

なお、配信当日に配信リストを受け取らなかった場合、配信電文は7日間保存するが、一度出力された場合の再送要求の可能な期間は、翌日までとなるのでなるべく配信当日に受け取ること。

（4）印書内容

イ　災害区分は業災、通災、二次健診及び業通二計とする。

ロ　「通常」欄は、前月分の支払データの件数及び金額を印書する。

ハ　「追給」欄は、前月分の追給データの件数及び金額を印書する。

ニ　「取消」欄は、前月に全額回収額登記（分割納付により完納されたものを含む）された件数及び金額を印書する。

ホ　「一部回収」欄は、前月に一部回収額登記（分割納付により完納されたものは除く）された件数及び金額を印書する。

ヘ　「合計」欄は、件数については「通常」－「取消」の計算結果を印書し、金額については「通常」＋「追給」－「取消」－「一部回収」の計算結果を印書する。

ト　給付種類別については、給付検索状況と同様とする。（「給付状況検索の検索内容」74頁参照）

（５）事務処理

このリストは、給付システム及び給付支払調査票により入力されたデータが正しく機械処理されたかどうかの確認及び突合を行うためのリストである。

よって、前月分の会計帳簿等と突合した結果、差額が生じたときは原因を追求し、給付システムのデータを修正すること。給付システムによる修正が不可能な場合は、給付支払調査票により訂正データを作成すること。

なお、給付システムの業務資料「月計表」と突合する際は、「月計表」の件数には統計として計上しない追給分も含まれること、回収額登記分が反映されていないこと並びに給付システムにおける訂正処理（業通二別の訂正等）により作成される訂正データ及び訂正取消データ（合計金額の変更のないもの。）については、当リストには集計されていないので注意すること。

また、確認及び突合等の結果、疑義のある場合は、後記の給付データリストのうち、必要な給付種類のものを作成送付するので、該当年月、管轄局署コード及び給付種別を本省（労災保険業務室）に連絡すること。

上記の事務処理は、年度末（旧4月分の処理終了後）において決算処理に反映されるため、必ず毎月行うこと。

2　給付データリスト

(1) 出力様式（出力項目）

[redacted]

（2）目的

このリストは、給付種類別データリスト合計表の確認及び突合等の結果、支払金額等に疑義が生じ、支払又は回収原議簿等の内容と機械処理された個々の給付データの照合を行うための資料として、署（二次健診等給付については局）から依頼があった場合に限り作成、送付を行う。

（3）依頼方法

当リストが必要な場合は、疑義の内容、該当年月、管轄局署コード及び給付種別を本省（労災保険業務室）に連絡すること。

本省（労災保険業務室）においては当リストを印書し、該当局署あて送付する。

（4）印書内容

各項目コード等の内容は、給付支払調査票の入力項目と同様である。

（「給付支払調査票の記入要領」30頁参照）

なお、当リストには、給付システムにおける訂正処理により作成される訂正データ及び訂正取消データ（合計金額の変更のないもの）が含まれているので注意すること。

302　業務統計リスト

1　第1表補償給付支払状況平均支払額（月報・決算）

（1）出力様式

[redacted]

（2）目的

正常に処理された短期給付データについて、局署別、業通別、業種別に件数及び金額を集計し、その集計結果を労災保険事業月報・年報として毎月の保険給付の支払状況に係る資料とする。

このリストの内容は、「局署・業種別支払状況」検索（帳票種別36101）においても確認可能であるため（但し、「新規受給者数」を除く）、毎月分の印書及び送付は依頼時のみとする。

なお、決算分については、毎年７月末頃に印書し、地方局に送付する。

（3）印書内容

イ　局合計は、署コードを「[redacted]」署として集計する。

ロ　「当累」コードについて、「[redacted]」は当月分、「[redacted]」は累計分を表す。

ハ　「業通別」コードについて、「[redacted]」は業務災害、「[redacted]」は通勤災害、「[redacted]」は業通計を表す。

ニ　「平均給付基礎日額」欄は、「1日当たり休業金額」を０.６で除した計算結果である。

ホ　「新規受給者数」欄は、療養新規と葬祭料（療養のないもののみ）を集計する。

ヘ　上記ホの「療養新規」は、療養（補償）給付について被災労働者に初めて支払われた給付データを新規として計上する（２回目以降のレセプト又は請求書であっても、一番最初に給付された給付データを新規とする（その後支払われる初回分は継続とする）。）。

ト　「療養給付」欄には、傷病（補償）年金受給者に係る療養（補償）給付は含まれていない。

チ　「障害給付」には、次の給付の種類を集計する。

　a　障害（補償）一時金

　b　障害（補償）年金差額一時金

　c　障害（補償）年金受給者の障害等級が８級から１４級となった場合の一時金

　d　傷病（補償）年金受給者が治ゆし、残存障害が８級から１４級となった場合の一時金

リ　「遺族給付」には、次の給付の種類を集計する。

　a　遺族（補償）一時金

　b　遺族（補償）年金差額一時金

　c　傷病（補償）年金受給者が死亡し、遺族（補償）年金を受ける権者がいない場合の一時金

2　第２表特殊適用別補償給付支払状況

（1）出力様式

[redacted]

（2）目的

正常に処理された給付データのうち、特殊適用事業に係るものについて、保険給付の件数及び金額を業種別に集計し、特殊適用事業の保険給付の支払状況に係る資料とする。

なお、このリストの毎月分の印書及び送付は、局からの依頼時のみとする。

（3）印書内容

イ　「当累」コードについて、「[redacted]」は当月分、「[redacted]」は累計分を表す。

ロ　「業通別」コードについて、「[redacted]」は業務災害、「[redacted]」は通勤災害、「[redacted]」は業通計を表す。

ハ　「新規受給者数」は、新規療養と葬祭料（療養のないもののみ）を集計する。

ニ　上記ハの「新規療養」は、療養（補償）給付について被災労働者に初めて支払われた給付データを新規として計上する（２回目以降のレセプト又は請求書であっても、一番最初に給付された給付データを新規とする（その後支払われる初回分は継続とする）。）。

ホ　特殊適用の種別は、次のとおりである。

「[redacted]」…………　事務組合委託事業（[redacted]、[redacted]を除く。）
「[redacted]」…………　一括有期事業
「[redacted]」…………　事務組合委託の一括有期事業
「[redacted]」…………　一人親方等の特別加入団体
「[redacted]」…………　事務組合委託の一人親方等の特別加入団体

3　年金支払状況（月報）

（1）出力様式

[redacted]

（2）目的

正常に処理された年金給付データについて、局別、業通別、業種別に件数及び金額を集計し、その集計結果を労災保険事業月報として毎月の保険給付の支払状況に係る資料とする。

このリストの内容は、「局署・業種別支払状況」検索においても確認可能であるため、毎月分の印書及び送付は依頼時のみとする。

（3）印書内容

イ　「当累」コードについて、「[redacted]」は当月分、「[redacted]」は累計分を表す。

ロ　「地本別」コードについて、「[redacted]」は本省払分、「[redacted]」は地方払分、「[redacted]」は合計を表す。

ハ　「業通別」コードについて、「[redacted]」は業務災害、「[redacted]」は通勤災害、「[redacted]」は業通計を表す。

ニ　「年金」欄は、本省払年金及び地方払いの未支給年金を集計する。

4　年金支払状況（決算）

（1）出力様式

[redacted]

（２）目的

正常に処理された年金給付データについて、局別、業通別、業種別に件数及び金額を集計し、その集計結果を労災保険事業年報として毎月の保険給付の支払状況に係る資料とする。

このリストは、決算分として毎年７月末頃に印書し、地方局に送付する。

（３）印書内容

イ　「地本別」コードについて、「[redacted]」は本省払分、「[redacted]」は地方払分、「[redacted]」は合計を表す。

ロ　「業通別」コードについて、「[redacted]」は業務災害、「[redacted]」は通勤災害、「[redacted]」は業通計を表す。

ハ　「年金」欄は、本省払年金及び地方払の未支給年金を集計する。

5　特別支給金支払状況表（決算）

（1）出力様式

[redacted]

（2）目的

正常に処理された特別支給金に係る給付データについて、局署別、業通別、業種別に件数及び金額を集計し、その集計結果を労災保険事業年報として毎年の特別支給金の支払状況に係る資料とする。

このリストは、決算分として毎年７月末頃に印書し、地方局に送付する。

（3）印書内容

イ　「業通別」コードについて、「[redacted]」は業務災害、「[redacted]」は通勤災害、「[redacted]」は業通計を表す。

ロ　傷病、障害及び遺族の特別支給金欄には、定額の特別支給金を集計する。

ハ　障害及び遺族の特別一時金欄には、それぞれ下記ニの特別年金を除く特別給与を基礎とする特別支給金を集計する。

ニ　傷病、障害及び遺族のそれぞれの特別年金欄は、本省払特別年金及び地方払の未支給特別年金を集計する。

303　二次健康診断統計

1　二次健康診断等給付支払状況（月報・決算）

（1）出力様式

[redacted]

（2）目的

正常に処理された二次健診等給付データについて、局別、業種別に件数及び金額を集計し、毎月又は毎年度の保険給付の支払状況に係る資料とする。

なお、このリストの毎月分の印書及び送付は、局からの依頼時のみとする。

304　リスト印書依頼

1　対象となるリスト

（1）給付データリスト

（2）第1表　補償給付支払状況平均支払額（月報）

（3）第2表　特殊適用別補償給付支払状況

（4）年金支払状況（月報）

（5）二次健康診断等給付支払状況（月報）

2　依頼方法

（1）上記1の（1）については、正常に機械処理された給付データを把握したい場合に本省（労災保険業務室）に連絡のうえ、依頼すること。

（2）上記1の（2）～（5）については、次頁3の様式により本省（労災保険業務室）に依頼すること。

3　様式

事　務　連　絡
平成　年　月　日

厚生労働省労働基準局
労災補償部労災保険業務室長　殿

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長

給付統計関係リストの送付依頼について

標記について、下記のとおり依頼いたします。

記

名　　称	印書依頼月
第1表　補償給付支払状況平均支払額（月報）	月分～　　　月分
第2表　特殊適用別補償給付支払状況	月分～　　　月分
年金支払状況（月報）	月分～　　　月分
二次健康診断等給付支払状況	月分～　　　月分

Ⅳ　給付状況検索

401　給付状況検索の目的

給付システム及び給付支払調査票による給付データに基づき事業場別、局署・業種別に労災保険の給付状況を各端末に出力し、事業主からの給付状況（実額）の照会に対応する等、行政サービスの向上を図るほか、局署別又は業種別の給付状況を通じて、自局管内の労働災害の動向を把握し、事業場又は業界団体への指導・助言を行うなど、労災保険財政の健全化に資するための情報を提供する。

402　検索の概要

1　事業場別給付状況検索

労働保険番号、対象年度、業通二別の検索キーを入力することにより、事業場ごとの労災保険給付額について、給付種類別に出力するとともに、当該事業の業種、産業分類、事業場の規模及び該当年度の新規受給者数（二次健診等給付分を除く）を出力する。

なお、検索の対象期間について、一括有期事業を含む継続事業場については単年度単位に過去3年度プラス当年度前月末分（給付統計処理完了月）までの検索を可能とし、有期事業については事業成立から当年度前月末分（給付統計処理完了月）までの検索を可能とする。

ただし、二次健診等給付分は制度開始年度（一括有期事業を含む継続事業場については、施行年度が過去3年度を超えた場合は当該過去3年度まで）から当年度前月末分（給付統計処理完了月）までの検索を可能とする。

2　局署・業種別給付状況検索

管轄局署コードのほか、支払箇所、業種等の検索キーを入力することにより、支払局署（診療費、本省払年金及び二次健診等給付については管轄局署）ごとの労災保険給付額について、支払箇所別、業種別、業通二別及び給付種類別に出力する。

なお、検索の対象期間については、単年度単位に過去3年度プラス当年度前月末分（給付統計処理完了月）までの検索を可能とする。

ただし、二次健診等給付分は制度開始年度（施行年度が過去3年度を超えた場合は当該過去3年度まで）から当年度前月末分（給付統計処理完了月）までの検索を可能とする。

403　検索業務の運用

（1）運用日時

月曜日～金曜日　9時～16時40分

（但し、年末年始及び祝・祭日を除く。）

（2）検索期間

原則として、前月分までのデータを毎月11日以降に検索可能とする。

なお、具体的な日程については、四半期ごとに機械処理業務実施計画により通知する。

404　入出力様式

1　入力帳票（帳票種別３６１０１）

労働者災害補償保険
給付統計システム

給付状況検索入力帳票

帳票種別 3 6 1 0 1

事業場別検索項目

①労働保険番号

府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
□□	□	□□	□□□□□□	□□□

②対象年度

元号 年

□□□

継続事業場について、
検索対象年度を記入。

③業通二別

□

業通計…[redacted]
業務災害…[redacted]
通勤災害…[redacted]
二次健診…[redacted]

局署別・業種別検索項目

④

局	署
□□	□□

署コード…局署計＝[redacted]

⑤支払箇所

□

合計…[redacted]
本省払…[redacted]
局払…[redacted]
署払…[redacted]

⑥業種

□□

全業種計…[redacted]

⑦業通二別

□

業通計…[redacted]
業務災害…[redacted]
通勤災害…[redacted]
二次健診…[redacted]

⑧

元号	年	月	当累別
□	□□	□□	□

検索対象年月（当年度及び過去3年度分について検索可能）
元　　号…平成「[redacted]を記入
年度別累計…年を記入
当　月　分…年・月及び当累別に「[redacted]を記入
累　計　分…年・月及び当累別に「[redacted]を記入（当該年度新4月から最大当該年度累計まで検索可能）

⑨旧表示

□

通常…[redacted]
旧4月…[redacted]

（物品番号　7517）13.2

2　出力帳票（帳票種別５５３）

（1）出力帳票

労働者災害補償保険
給付統計システム

給付状況検索出力帳票　　553

労働保険番号（局　署）		業　種		産業分類（支払箇所）		業通二別	
対象年度（対象年月）		規　模（当累計）		新規受給者数（旧表示）			

	給付種類	件数（件）	金額（円）
保険給付	療養（補償）給付計		
	短期給付		
	長期給付（年金）		
	休業（補償）給付		
	障害（補償）給付計		
	一時金		
	一時金（年金）		
	前払一時金		
	年金（未支給年金）		
	遺族（補償）給付計		
	一時金		
	一時金（年金）		
	前払一時金		
	年金（未支給年金）		
	葬祭料（給付）計		
	短期給付		
	長期給付（年金）		
	傷病（補償）年金		
	介護（補償）給付		
	二次健康診断等給付		
	保険給付計		
	給付種類	**件数（件）**	**金額（円）**
特別支給金	休業特別支給金		
	障害特別支給金		
	遺族特別支給金		
	傷病特別支給金		
	障害特別年金		
	障害特別一時金		
	遺族特別年金		
	遺族特別一時金		
	傷病特別年金		
	特別支給金計		
	総合計		

（2）事業場別給付状況検索出力例

労働者災害補償保険
給付統計システム

給付状況検索出力帳票

553

労働保険番号（局 署）	[redacted]	業種	2101	産業分類（支払箇所）	05
業通二別	業通二計				
対象年度（対象年月）	平成13年度	規模（当累計）	4	新規受給者数（旧表示）	2

	給付種類	件数（件）	金額（円）
保険給付	療養（補償）給付計	192	16,816,710
	短期給付	146	13,521,727
	長期給付（年金）	46	3,294,983
	休業（補償）給付	60	14,702,541
	障害（補償）給付計	1	327,883
	一時金	0	0
	一時金（年金）	0	0
	前払一時金	0	0
	年金（未支給年金）	1	327,883
	遺族（補償）給付計	20	6,430,330
	一時金	0	0
	一時金（年金）	0	0
	前払一時金	0	0
	年金（未支給年金）	20	6,430,330
	葬祭料（給付）計	0	0
	短期給付	0	0
	長期給付（年金）	0	0
	傷病（補償）年金	17	8,723,676
	介護（補償）給付	0	0
	二次健康診断等給付	1	31,046
	保険給付計	291	47,032,186
特別支給金	休業特別支給金	60	4,900,389
	障害特別支給金	0	0
	遺族特別支給金	0	0
	傷病特別支給金	0	0
	障害特別年金	1	55,566
	障害特別一時金	0	0
	遺族特別年金	20	1,538,959
	遺族特別一時金	0	0
	傷病特別年金	17	1,729,592
	特別支給金計	97	8,224,506
	総合計	388	55,256,692

（3）局署・業種別給付状況検索出力例

労働者災害補償保険
給付統計システム

給付状況検索出力帳票

（553）

労働保険番号（局　署）	0199	業　種	99	産業分類（支払箇所）	合　計	業通二別	業通二計
対象年度（対象年月）	平成13年○月	規　模（当累計）	累計分	新規受給者数（旧表示）			

	給付種類	件数（件）	金額(円)
保険給付	療養(補償)給付計	31, 881	2, 670, 451, 295
	短期給付	30, 417	2, 549, 492, 554
	長期給付（年金）	1, 464	120, 958, 741
	休業（補償）給付	7, 278	1, 257, 391, 889
	障害（補償）給付計	4, 016	1, 580, 715, 306
	一時金	215	374, 858, 154
	一時金（年金）	3	5, 505, 978
	前払一時金	3	14, 855, 560
	年金（未支給年金）	3, 795	1, 185, 495, 614
	遺族（補償）給付計	4, 200	1, 415, 564, 918
	一時金	3	23, 584, 000
	一時金（年金）	3	22, 525, 244
	前払一時金	3	17, 998, 000
	年金（未支給年金）	4, 191	1, 351, 457, 674
	葬祭料(給付)計	20	12, 235, 160
	短期給付	16	9, 032, 300
	長期給付（年金）	4	3, 202, 860
	傷病（補償）年金	380	185, 340, 365
	介護（補償）給付	346	50, 357, 381
	二次健康診断等給付	28	836, 650
	保険給付計	48, 149	7, 172, 892, 964
特別支給金	給付種類	件数（件）	金額(円)
	休業特別支給金	7, 448	442, 240, 136
	障害特別支給金	250	114, 077, 188
	遺族特別支給金	24	71, 000, 000
	傷病特別支給金	8	8, 065, 718
	障害特別年金	2, 574	135, 836, 013
	障害特別一時金	132	32, 221, 419
	遺族特別年金	3, 227	203, 739, 490
	遺族特別一時金	3	5, 490, 063
	傷病特別年金	342	33, 632, 300
	特別支給金計	14, 008	1, 046, 302, 327
	総　合　計	62, 157	8, 219, 195, 291

3　入力画面

（1）OCR（K-OCR）画面

[redacted]

(2) RT (K-RT) 画面

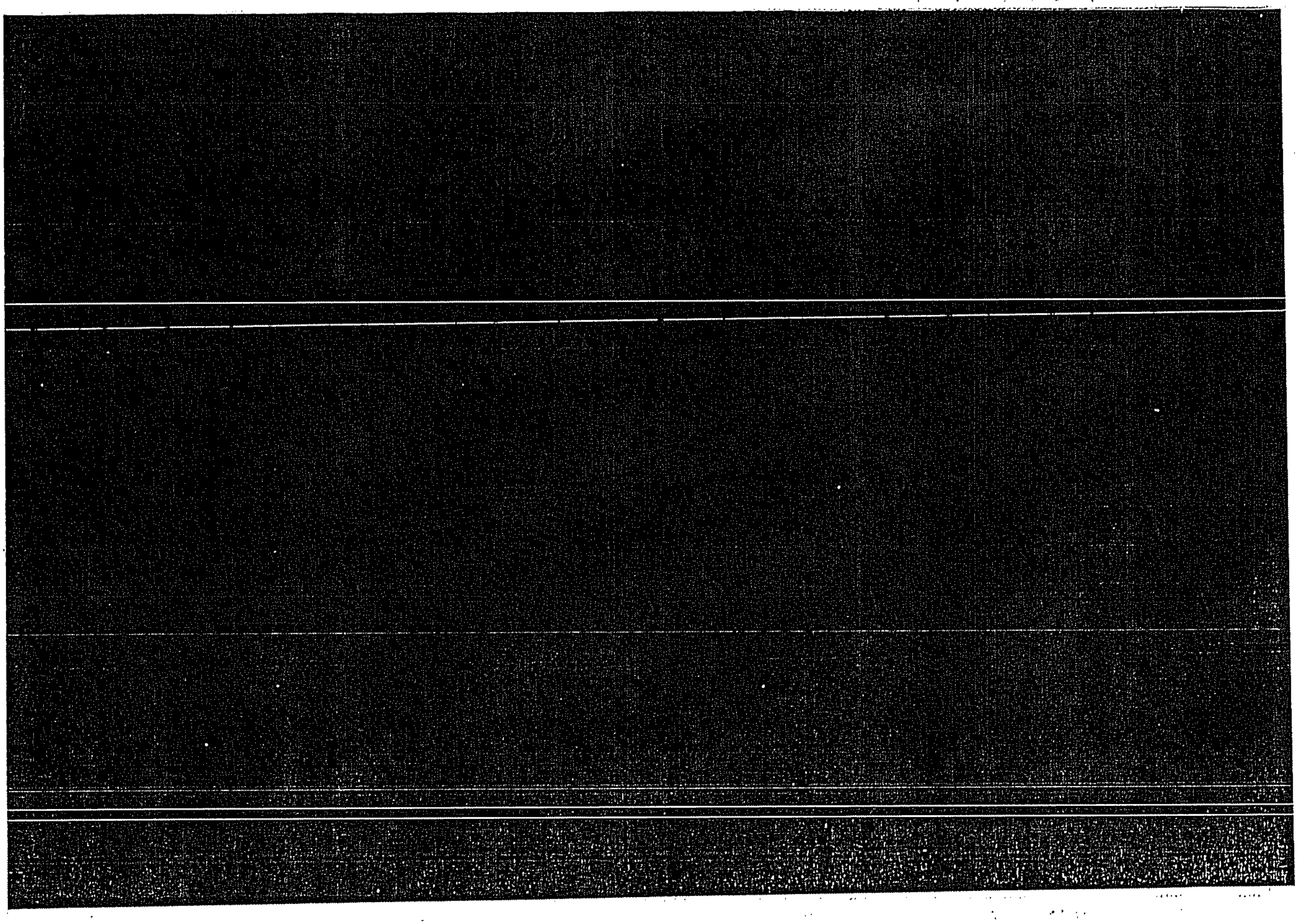

4　出力画面

（1）事業場別給付状況検索

[redacted]

[redacted]

（２）局署・業種別給付状況検索

[redacted]

[redacted]

405　給付状況検索の検索内容

1　事業場別給付状況検索

（1）対象事業場

労働保険番号台帳に管理されている全事業場を対象とする。

なお、「労働保険適用徴収システム」において労働保険番号のキー変更処理がされているときは、キー変更後の労働保険番号により集計する。

（2）対象期間

一括有期事業を含む継続事業場については過去3年度分プラス当年度前月末分（給付統計処理完了月）までとし、有期事業については事業成立（平成9年4月1日以降のもの）から当年度前月末分（給付統計処理完了月）までとする。

ただし、二次健診等給付分は制度開始年度（一括有期事業を含む継続事業場については、制度開始年度が過去3年度を超えた場合は当該過去3年度まで）から当年度前月末分（給付統計処理完了月）までとする。

なお、有期事業について、事業成立が平成9年3月31日までのもので有期メリット制における改定確定保険料の決定処理がされていない事業場の検索も可能とするが、この場合、給付データの集計対象は平成6年度分からとなるので、当該事業の成立年月日に注意すること。

（3）検索キーの内容

イ　項番「1」……労働保険番号

労働保険番号（14桁）とする。ただし、枝番号がない場合は11桁でも可とする。

ロ　項番「2」……対象年度

継続事業場について検索対象年度に次の元号を付して入力する。

平成…………「[redacted]」

ハ　項番「3」……業通二別

業務災害…「[redacted]」、通勤災害…「[redacted]」、二次健診等給付…「[redacted]」

ただし、業通二計を検索する場合は入力しないこと。

（4）出力内容

イ　労働保険番号……該当事業場の労働保険番号

ロ　業　　　種……労働保険番号台帳に登記されている業種
（別表3　「業種コード表」によるコード番号）

ハ　産 業 分 類……労働保険番号台帳に登記されている産業分類
（別表4　「産業分類コード表」によるコード番号）

ニ　業 通 二 別……検索した業通二別コードの名称

ホ　対 象 年 度……一括有期を含む継続事業について、検索した年度

ヘ　規　　　模……労働保険番号台帳に登記されている労働者数の規模区分であり次のコードで表示する。

「[redacted]」……１，０００人以上　「[redacted]」……５００人～９９９人
「[redacted]」……３００人～４９９人　「[redacted]」……１００人～２９９人
「[redacted]」……　５０人～　９９人　「[redacted]」……　３０人～　４９人
「[redacted]」……　１６人～　２９人　「[redacted]」……　１０人～　１５人
「[redacted]」……　　５人～　　９人　「[redacted]」……　　１人～　　４人
「[redacted]」……事務組合委託事業　「[redacted]」……労働者数登記なし

ト　新規受給者数……療養新規と葬祭料（療養のないもの）の件数
（二次健診等給付分を除く）

〔保険給付〕

イ　療養（補償）給付計……下記（イ）、（ロ）の合計

（イ）短期給付……短期の療養（補償）給付

（ロ）長期給付（年金）……傷病（補償）年金受給者に係る療養（補償）給付、障害又は遺族年金受給者に係る診断書料等

ロ　休業（補償）給付……休業（補償）給付

ハ　障害（補償）給付計……下記（イ）～（ニ）の合計

（イ）一時金……短期の障害（補償）一時金

（ロ）一時金（年金）……障害（補償）年金差額一時金及び傷病（補償）年金受給者の傷病が治ゆし、残存障害の程度が障害等級８級～14級となった場合の一時金

（ハ）前払一時金……障害（補償）年金前払一時金

（ニ）年金（未支給年金）……障害（補償）年金（未支給の障害（補償）年金を含む。）

ニ　遺族（補償）給付計……下記（イ）～（ニ）の合計

（イ）一時金……短期の遺族（補償）一時金

（ロ）一時金（年金）……遺族（補償）年金差額一時金及び傷病（補償）年金受給者が死亡し、遺族（補償）年金を受ける遺族のない場合の一時金

（ハ）前払一時金……遺族（補償）年金前払一時金

（ニ）年金（未支給年金）……遺族（補償）年金（未支給の遺族（補償）年金を含む。）

ホ　葬祭料（給付）計……下記（イ）、（ロ）の合計

（イ）短期給付……短期の葬祭料（給付）

（ロ）長期給付（年金）……傷病（補償）年金受給者が死亡した場合の葬祭料（給付）

ヘ　傷病（補償）年金……傷病（補償）年金（未支給の傷病（補償）年金を含む。）

ト　介護（補償）給付……介護（補償）給付

チ　二次健診等給付……二次健診等給付

リ　保険給付計……上記イ～チの合計

〔特別支給金〕

イ　休業特別支給金……休業特別支給金

ロ　障害特別支給金……障害特別支給金（定額）

ハ　遺族特別支給金……遺族特別支給金（定額）

ニ　傷病特別支給金……傷病特別支給金（定額）

ホ　障害特別年金……障害特別年金

ヘ　障害特別一時金……障害特別一時金

ト　遺族特別年金……遺族特別年金

チ　遺族特別一時金……遺族特別一時金

リ　傷病特別年金……傷病特別年金

ヌ　特別支給金計……上記イ～リの合計

総合計……保険給付、特別支給金の合計

2　局署・業種別給付状況検索

（１）対象期間

過去３年度分及び当年度新４月から当年度前月末分（給付統計処理完了月分）までとし、旧４月処理（決算処理を含む）で年度を更新する。

ただし、二次健診等給付分は制度開始年度（施行年度が過去３年度を超えた場合は当該過去３年度まで）の当年新４月から当年度前月末分（給付統計処理完了月）までとする。

また、検索対象年月及び当累別を指定することにより、指定月分又は新４月から指定月までの累計を出力する。

（２）検索キーの内容

イ　項番「４」……局署コード

検索対象の局及び署コードとする。

なお、二次健診等給付は局コードのみとし、局計を出力する場合は署コードを「[redacted]」とする。

また、全国計を出力する場合は局署コードを「[redacted]」と入力すること。

ロ　項番「５」……支払箇所

支払箇所を指定する場合に、次のコードを入力する。

本省払……「[redacted]」、局払……「[redacted]」、署払……「[redacted]」

ハ　項番「[redacted]」……業種

業種（事業の種類の番号）を指定する場合に、２桁のコードを入力する。

（別表３「業種コード表」による上２桁のコード番号）

ニ　項番「７」……業通二別

業務災害、通勤災害又は二次健診等給付のみの給付状況を出力する場合に、次のコードを入力する。

業務災害……「[redacted]」、通勤災害……「[redacted]」、二次健診等給付……「[redacted]」

ホ　項番「８」……対象年月及び当累別

次の年月及びコードに元号コードを付してを入力する。

平成…………「[redacted]」

年度別累計……年を入力する。

当　月　分……年月及び当累別に「[redacted]」を入力する。

累　計　分……年月及び当累別に「[redacted]」を入力する。

ヘ　項番「９」　旧表示

旧４月分（当月又は累計どちらでも可）の給付状況を出力する場合に、「[redacted]」を入力する。

（３）出力内容

入力を行った検索キーをそれぞれ出力する。

なお、業種について全業種計のときは「[redacted]」、支払箇所について合計のときは「[redacted]」、業通二別について合計のときは「[redacted]」を表示する。

〔保険給付〕

事業場別給付状況検索と同様

〔特別支給金〕

事業場別給付状況検索と同様

V　エラー表示

501　エラー表示

1　ＨＣメッセージ

ＨＣメッセージは、ホストが各システムに共通して出力するメッセージであり、このメッセージが出力された際に入力したデータはキャンセルされる。

ＨＣメッセージは、入力データの側に原因があって出力される場合と、ホスト又は端末装置の側に原因があって出力される場合とがあるので、次表により対処すること。

[redacted]

2　形式エラー番号表

形式エラーは、各項目ごとにチェックを行い、不具合があるときはジャーナル画面上にキャンセルメッセージを出力し、当該データを破棄する。

形式エラーとなったときは、帳票を訂正のうえ、再入力すること。

[redacted]

[redacted]

3　関連エラー番号表

関連エラーは、関連する２つ以上の項目について整合性のチェックを行い、不整合があるときはジャーナル画面上にキャンセルメッセージを出力し、当該データを破棄する。

関連エラーとなったときは、帳票を訂正のうえ、再入力すること。

[redacted]

[redacted]

[redacted]

4　項目別エラー番号表

（1）給付支払調査票

項番	項　目　名	エラー表示	エ　ラ　ー　内　容
1	支払局署	[redacted]	[redacted]
2	特殊事由コード	[redacted]	[redacted]
3	予算コード	[redacted]	[redacted]
4	労働保険番号	[redacted]	[redacted]

項番	項　目　名	エラー表示	エ　ラ　ー　内　容
4	労働保険番号	[redacted]	[redacted]
5 6	被災者生年月日／受診者生年月日 傷病年月日／二次健康診断受診年月日	[redacted]	[redacted]
7	年金証書番号	[redacted]	[redacted]

項番	項　目　名	エラー表示	エ　ラ　ー　内　容
7	年金証書番号	[redacted]	
8	業通二別		
9 10	給付の種別 給付の種類／特例コード		
11	取消等の表示		

項番	項　目　名	エラー表示	エ　ラ　ー　内　容
１２	新規継続再発の別	[redacted]	
１３	給付日数		
１４	三者コード		
１５	特定疾病コード		

項番	項　目　名	エラー表示	エ　ラ　ー　内　容
１６	特別加入者コード	[redacted]	[redacted]
１７	支払コード	[redacted]	[redacted]
１８ １９ ２０ ２１	保険給付額 特別支給金Ａ 特別支給金Ｂ 介護費用支出額	[redacted]	[redacted]
２２ ２３	支払（回収）年月日 支給（回収）決定年月日	[redacted]	[redacted]

項番	項　目　名	エラー表示	エ　ラ　ー　内　容
22 23	支払（回収）年月日 支給（回収）決定年月日	[redacted]	[redacted]
24 25	給付期間の初日／一次健康診断受診年月日 給付期間の末日	[redacted]	[redacted]

項番	項　目　名	エラー表示	エ　ラ　ー　内　容
２６	療養開始年月日	[redacted]	[redacted]
２７	診療機関の別	[redacted]	[redacted]
２８	実診療日数等	[redacted]	[redacted]

項番	項　目　名	エラー表示	エ　ラ　ー　内　容
2 9	指定・非指定の別	[redacted]	
3 0	指定病院番号		
3 1	特殊費用の別		
3 2	入院・非入院の別		

項番	項　目　名	エラー表示	エ　ラ　ー　内　容
３２	入院・非入院の別	[redacted]	
３３	障害・傷病等級号		
３４ ３５ ３６	給付基礎日額 算定基礎日額 平均賃金		

項番	項　目　名	エラー表示	エ　ラ　ー　内　容
3 5	算定基礎日額	[redacted]	
3 7	介護区分		
3 8	介護者コード		
3 9	性別		
4 0 4 1 4 2	傷病性質 傷病部位又は通勤方法 事故の相手方		

項番	項目名	エラー表示	エラー内容
40 41 42	傷病性質 傷病部位又は通勤方法 事故の相手方	[redacted]	[redacted]
43 44 45 46 47 48	血圧 血中脂質 血糖検査方法 血糖所見 BMI 尿蛋白	[redacted]	[redacted]

項番	項　目　名	エラー表示	エ　ラ　ー　内　容
4 9 5 0 5 1 5 2 5 3 5 4 5 5 5 6	検査 1 検査 2 検査 3 検査 4 検査 5 検査 6 特定保健指導 脳又は心臓疾患	[redacted]	[redacted]
5 7	健診給付病院等の番号	[redacted]	[redacted]

（注１）端末側であらかじめ入力項目のチェック（字種チェック、必須項目チェック等）を行っている場合は、送信キーを押した時点でエラーと判定し、上り電文が送信されないため、キャンセルメッセージは出力されない。
（注２）上記によりエラーとなった時は必要項目を入力又は訂正のうえ、再入力を行うこと。

（2）給付状況検索

イ　事業場別給付状況

項番	項　目　名	エラー表示	エ　ラ　ー　内　容
1	労働保険番号	[redacted]	[redacted]
2	対象年度	[redacted]	[redacted]
3	業通二別	[redacted]	[redacted]

ロ　局署・業種別給付状況

項番	項　目　名	エラー表示	エ　ラ　ー　内　容
4	局署	[redacted]	[redacted]
5	支払箇所	[redacted]	[redacted]
6	業種	[redacted]	[redacted]
7	業通二別	[redacted]	[redacted]
8	対象年月・当累別	[redacted]	[redacted]

項番	項　目　名	エラー表示	エ　ラ　ー　内　容
8	対象年月・当累別	[redacted]	[redacted]
9	旧表示	[redacted]	[redacted]

(注１) 端末側であらかじめ入力項目のチェック（字種チェック、必須項目チェック等）を行っている場合は、送信キーを押した時点でエラーと判定し、上り電文が送信されないため、キャンセルメッセージは出力されない。

(注２) 上記によりエラーとなった時は必要項目を入力又は訂正のうえ、再入力を行うこと。

別　　　　表

別表 1

都道府県労働局及び労働基準監督署コード表

局署名	局署コード
北海道	**01**
札幌中央	01
函館	02
小樽	03
岩見沢	04
旭川	05
帯広	06
滝川	07
北見	08
室蘭	09
釧路	10
名寄	11
倶知安（支）	12
留萌	13
稚内	14
浦河	15
苫小牧	17
札幌東	18
青森	**02**
青森	01
弘前	02
八戸	03
五所川原	04
十和田	05
むつ	06
岩手	**03**
盛岡	01
宮古	02
花巻	03
釜石	04
一関	05
二戸	06
大船渡	07
宮城	**04**
仙台	01
石巻	02
古川	03
大河原	04
気仙沼	05
瀬峰	06
秋田	**05**
秋田	01
能代	02
大館	03
横手	04
大曲	05
本荘	06
山形	**06**
山形	01
米沢	02
鶴岡	03
酒田	04
新庄	05
村山	06
福島	**07**
福島	01
郡山	02
いわき	03
会津	04
須賀川	05
白河	06
喜多方	07
相馬	08
富岡	09
茨城	**08**
水戸	01
日立	02
土浦	03
下館	04
古河	05
太田	06
水海道	07
竜ヶ崎	08
鹿島	09
栃木	**09**
宇都宮	01
足利	02
栃木	03
佐野	04
鹿沼	05
大田原	06
今市	07
真岡	08
群馬	**10**
高崎	01
前橋	02
伊勢崎	03
桐生	04
太田	05
沼田	06
藤岡	07
中之条	08
埼玉	**11**
浦和	01
川口	02
大宮	03
熊谷	04
川越	05
春日部	06
所沢	07
行田	08
秩父	09
千葉	**12**
千葉	01
船橋	02
柏	03
銚子	04
館山	05
木更津	06
茂原	07
成田	08
東金	09
東京	**13**
中央	01
上野	03
三田	04
品川	05
大田	06
渋谷	07

局署名	局署コード
新宿	08
池袋	09
王子	10
足立	11
向島	12
亀戸	13
江戸川	14
八王子	15
立川	16
青梅	17
三鷹	18
町田（支）	19
小笠原（総合事務所）	20
神奈川	14
横浜南	01
鶴見	02
川崎南	03
川崎北	04
横須賀	05
横浜北	06
平塚	07
藤沢	08
小田原	09
厚木	10
相模原	11
横浜西	12
新潟	15
新潟	01
長岡	02
高田	03
三条	04

局署名	局署コード
柏崎	05
新発田	06
新津	07
小出	08
十日町	09
糸魚川	10
両津	11
富山	16
富山	01
高岡	02
魚津	03
砺波	04
石川	17
金沢	01
小松	02
七尾	03
加賀	04
穴水	05
福井	18
福井	01
敦賀	02
武生	03
大野	04
山梨	19
甲府	01
都留	02
鰍沢	03
山梨	04

局署名	局署コード
長野	20
松本	01
長野(旭庁舎)	02
岡谷	03
上田	04
飯田	05
中野	06
小諸	07
伊那	08
長野(篠ノ井庁舎)	09
大町	10
岐阜	21
岐阜	01
大垣	02
高山	03
多治見	04
関	05
恵那	06
岐阜八幡	07
静岡	22
浜松	01
静岡	02
沼津	03
清水	04
三島	05
富士	06
磐田	07
島田	08
愛知	23

局署名	局署コード
名古屋北	01
名古屋南	02
名古屋東	03
豊橋	04
岡崎	06
一宮	07
半田	08
津島	09
瀬戸	10
刈谷	11
西尾（支）	12
江南	13
名古屋西	14
豊田	15
三重	24
四日市	01
松阪	02
津	03
伊勢	04
桑名	05
上野	06
熊野	07
滋賀	25
大津	01
彦根	02
長浜	03
八日市	04
京都	26
京都上	01
京都下	02

局署名	局署コード
京都南	03
福知山	04
舞鶴	05
丹後	06
園部	07
大阪	27
大阪中央	01
大阪南	02
天満	04
大阪西	05
西野田	06
淀川	07
東大阪	08
岸和田	09
堺	10
羽曳野	11
北大阪	12
泉大津	13
茨木	14
兵庫	28
神戸東	01
神戸西	02
尼崎	03
姫路	04
伊丹	05
西宮	06
加古川	07
西脇	08
但馬	09
相生	10
淡路	11

局署名	局署コード
奈良	29
奈良	01
葛城	02
桜井	03
大淀	04
和歌山	30
和歌山	01
御坊	02
橋本	03
田辺	04
新宮	05
鳥取	31
鳥取	01
米子	02
倉吉	03
島根	32
松江	01
出雲	02
浜田	03
益田	04
岡山	33
岡山	01
倉敷	02
玉野	03
津山	04
笠岡	05
和気	06
新見	07

局署名	局署コード
広島	34
広島中央	01
呉	02
福山	03
三原	04
尾道	05
三次	06
広島北	07
府中	08
廿日市	09
山口	35
下関	01
宇部	02
徳山	03
下松	04
岩国	05
小野田	06
防府	07
山口	08
萩	09
徳島	36
徳島	01
鳴門	02
池田	03
阿南	04
香川	37
高松	01
丸亀	02
坂出	03

局署名	局署コード
観音寺	04
大内	05
愛媛	38
松山	01
新居浜	02
今治	03
八幡浜	04
宇和島	05
伊予三島	06
高知	39
高知	01
須崎	02
中村	03
安芸	04
福岡	40
福岡中央	01
大牟田	02
久留米	03
飯塚	04
北九州西（若松分庁舎）	05
北九州西	06
北九州東	07
門司（支）	08
田川	09
直方	10
行橋	11
八女	12
福岡東	13
佐賀	41

局署名	局署コード
佐賀	01
唐津	02
武雄	03
伊万里	04
長崎	42
長崎	01
佐世保	02
江迎	03
島原	04
諫早	05
厳原	06
熊本	43
熊本	01
八代	02
玉名	03
人吉	04
本渡	05
菊池	06
阿蘇	07
大分	44
大分	01
中津	02
佐伯	03
日田	04
三重	05
宮崎	45
宮崎	01
延岡	02
都城	03

局署名	局署コード
日南	04
鹿児島	46
鹿児島	01
川内	02
鹿屋	03
加治木	04
加世田	05
志布志	06
名瀬	07
沖縄	47
那覇	01
沖縄	02
名護	03
宮古	04
八重山	05

別表２

都道府県労働局及び公共職業安定所コード表

局所名	局所コード
北海道	**01**
札幌	01
函館	02
旭川	03
帯広	04
北見	05
紋別	06
小樽	07
滝川	08
釧路	09
室蘭	10
岩見沢	11
稚内	12
岩内	13
留萌	14
名寄	15
浦河	16
夕張	17
網走	18
苫小牧	19
根室	20
札幌東	23
札幌北	24
青森	**02**
青森	01
八戸	02
弘前	03
むつ	04
野辺地	05
五所川原	06
三沢	08

局所名	局所コード
黒石	09
岩手	**03**
盛岡	01
釜石	02
宮古	03
花巻	04
一関	05
水沢	06
北上	07
大船渡	08
二戸	09
久慈	10
宮城	**04**
仙台	01
石巻	02
塩釜	03
古川	04
大河原	05
築館	06
迫	07
気仙沼	08
白石	09
秋田	**05**
秋田	01
能代	02
大館	03
大曲	04
本荘	05
横手	06
湯沢	07

局所名	局所コード
鹿角	08
男鹿	09
山形	**06**
山形	01
米沢	02
酒田	03
鶴岡	04
新庄	05
長井	06
村山	07
寒河江	08
福島	**07**
福島	01
平	02
会津若松	03
郡山	04
白河	05
須賀川	06
相馬	07
二本松	08
喜多方	09
富岡	10
勿来	11
茨城	**08**
水戸	01
日立	02
下館	03
土浦	04
古河	05
水海道	06

局所名	局所コード
石岡	08
常陸大宮	09
竜ヶ崎	10
高萩	11
常陸鹿島	12
栃木	**09**
宇都宮	01
鹿沼	02
栃木	03
佐野	04
足利	05
真岡	06
矢板	07
大田原	08
小山	09
烏山	10
今市	11
黒磯	12
群馬	**10**
前橋	01
高崎	02
桐生	03
伊勢崎	04
太田	05
館林	06
沼田	07
群馬富岡	08
藤岡	09
渋川	10
埼玉	**11**

局所名	局所コード
川口	01
熊谷	02
大宮	03
川越	04
浦和	05
所沢	06
秩父	07
春日部	08
行田	09
草加	10
朝霞	11
千葉	12
千葉	01
市川	02
銚子	03
館山	04
木更津	05
佐原	06
茂原	07
松戸	08
船橋	09
成田	10
東京	13
飯田橋	01 02
上野	03
港	04
五反田	05
大森	06
渋谷	07
新宿	08
池袋	09

局所名	局所コード
王子	10
足立	11
墨田	12
木場	13
八王子	14
立川	15
青梅	16
三鷹	17
町田	19
府中	20
小笠原 （総合事務所）	30
神奈川	14
横浜	01
鶴見	02
戸塚	03
川崎	04
横須賀	05
平塚	06
小田原	07
藤沢	08
相模原	09
厚木	10
松田	11
横浜南	12
川崎北	14
港北	15
大和	16
新潟	15
新潟	01
長岡	02
上越	03

局所名	局所コード
三条	04
柏崎	05
新発田	06
新津	07
十日町	08
小千谷	09
糸魚川	10
巻	11
六日町	12
両津	13
村上	14
新井	16
富山	16
富山	01
高岡	02
新湊	03
魚津	04
砺波	05
氷見	06
滑川	07
小矢部	08
石川	17
金沢	01
小松	02
七尾	03
能都	04
加賀	05
羽咋	06
穴水	07
福井	18

局所名	局所コード
福井	01
武生	02
大野	03
三国	04
敦賀	05
小浜	06
山梨	19
甲府	01
大月	02
塩山	03
韮崎	04
鰍沢	05
身延	06
長野	20
長野	01
松本	02
岡谷	03
上田	04
飯田	05
伊那	06
篠ノ井	07
飯山	08
小諸	09
木曽福島	10
佐久	11
大町	12
須坂	13
諏訪	14
岐阜	21
岐阜	01

局所名	局所コード
大垣	02
多治見	03
高山	04
恵那	05
関	06
美濃加茂	07
岐阜八幡	08
中津川	09
静岡	**22**
静岡	01
浜松	02
沼津	03
清水	04
三島	05
掛川	06
富士宮	07
島田	08
磐田	09
富士	10
下田	11
焼津	12
愛知	**23**
名古屋東	01
名古屋中	02
名古屋南	03
豊橋	04
岡崎	05
一宮	06
半田	07
瀬戸	08
豊田	09
津島	10
刈谷	11
西尾	12
犬山	13
豊川	14
新城	15
春日井	17
蒲郡	18
名古屋北	19
三重	**24**
四日市	01
伊勢	02
津	03
松阪	04
桑名	05
上野	06
熊野	07
尾鷲	08
鈴鹿	09
滋賀	**25**
大津	01
長浜	02
彦根	03
八日市	04
水口	05
草津	06
京都	**26**
京都西陣	01
京都七条	02
伏見	03
京都田辺	04
福知山	05
舞鶴	06
峰山	07
宇治	08
大阪	**27**
大阪東	01
梅田	02
大阪西	03
阿倍野	04
淀川	06
布施	07
堺	08
岸和田	09
池田	10
泉大津	11
河内柏原	12
枚方	13
泉佐野	14
茨木	15
河内長野	16
大阪港労働	17
門真	18
あいりん労働	19
兵庫	**28**
神戸	01
灘	02
尼崎	03
西宮	04
姫路	05
加古川	06
伊丹	07
明石	08
豊岡	09
西脇	10
洲本	11
姫路南	12
柏原	13
龍野	14
相生	15
八鹿	17
西神	20
奈良	**29**
奈良	01
大和高田	02
桜井	03
下市	04
大和郡山	05
和歌山	**30**
和歌山	01
新宮	02
田辺	03
御坊	04
湯浅	05
海南	06
橋本	07
串本	08
鳥取	**31**
鳥取	01
米子	02
倉吉	03

局所名	局所コード
郡家	04
境港	05
島根	**32**
松江	01
浜田	02
出雲	03
益田	04
木次	05
石見大田	06
川本	07
岡山	**33**
岡山	01
津山	02
倉敷中央	03
玉野	04
児島	05
和気	06
高梁	07
笠岡	08
玉島	09
美作	10
西大寺	11
広島	**34**
広島	01
広島西条	02
呉	03
尾道	04
福山	05
三原	06
三次	07

局所名	局所コード
可部	08
竹原	09
庄原	10
府中	11
大竹	12
広島東	14
山口	**35**
山口	01
下関	02
宇部	03
小野田	04
防府	05
萩	06
徳山	07
下松	08
岩国	09
柳井	10
徳島	**36**
徳島	01
小松島	02
阿波池田	03
脇町	04
阿南	05
鴨島	06
鳴門	07
牟岐	08
香川	**37**
高松	01
丸亀	02
坂出	03

局所名	局所コード
観音寺	04
長尾	05
土庄	06
愛媛	**38**
松山	01
今治	02
八幡浜	03
宇和島	04
新居浜	05
西条	06
伊予三島	07
大洲	08
高知	**39**
高知	01
須崎	02
中村	03
安芸	04
伊野	05
福岡	**40**
福岡中央	01
飯塚	02
大牟田	03
八幡	04
久留米	05
小倉	06
直方	08
田川	09
行橋	10
若松	11
福岡東	12

局所名	局所コード
門司	13
八女	14
甘木	15
福岡南	18
福岡西	19
佐賀	**41**
佐賀	01
唐津	02
武雄	03
伊万里	04
鳥栖	05
鹿島	06
多久	07
長崎	**42**
長崎	01
佐世保	02
諫早	03
大村	04
島原	05
江迎	06
福江	07
対馬	08
大瀬戸	09
熊本	**43**
熊本	01
八代	02
菊池	03
玉名	04
荒尾	05
天草	06

局　所　名	局所コード
球　磨	07
宇　城	08
阿　蘇	09
水　俣	10
大　分	44
大　分	01
別　府	02
中　津	03
日　田	04
臼　杵	05
佐　伯	06
宇　佐	07
三　重	08
宮　崎	45
宮　崎	01
延　岡	02
日　向	03
都　城	04
日　南	05
高　鍋	06
小　林	07
鹿児島	46
鹿児島	01
川　内	02
鹿　屋	03
国　分	04
加世田	05
伊集院	06
大　口	07
大　隅	08

局　所　名	局所コード
出　水	09
熊　毛	10
名　瀬	11
指　宿	12
宮之城	13
沖　縄	47
那　覇	01
沖　縄	02
名　護	03
宮　古	04
八重山	05

別表 3

業種コード表

事業の種類の分類	事業の種類の番号	事業の種類	事業の種類の細目		備考	業種コード
林業	02	木材伐出業	0201	伐木、造材、集材若しくは運材の事業又はこれらに付随する事業		0201
	03	その他の林業	0301	植林若しくは造林の事業又はこれらに付随する事業		0301
			0302	竹の伐出業		0302
			0303	その他の各種林業		0303
			0304	薪の切出製造若しくは木炭の製造又はこれらに付随する搬出の事業		0304
漁業	11	海面漁業((12)定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。)	1101	海面において行う水産動物(貝類を除く。)の採捕の事業		1101
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	1201	海面において定置網を用いて行う漁業		1201
			1202	海面において行う魚類の養殖の事業		1202
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業((23)石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。)又は石炭鉱業	2101	金属鉱業 金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛鉱、蒼鉛鉱、すず鉱、アンチモニー鉱、水銀鉱、亜鉛鉱、鉄鉱、硫化鉄鉱、クローム鉄鉱、マンガン鉱、タングステン鉱、モリブデン鉱、砒鉱、ニッケル鉱、コバルト鉱、ウラン鉱又はトリウム鉱の鉱業	(2601)砂鉱業、(2602)石炭選別業及び(2603)亜炭鉱業(亜炭選別業を含む。)を除く。	2101
			2102	非金属鉱業 りん鉱、黒鉛、アスファルト、硫黄、石膏、重晶石、明ばん石、ほたる石、石綿、けい石、長石、ろう石、滑石又は耐火粘土の鉱業		2102
			2103	無煙炭鉱業		2103
			2104	れき青炭鉱業		2104
			2105	その他の石炭鉱業		2105
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	2301	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業		2301
	24	原油又は天然ガス鉱業	2401	原油鉱業		2401
			2402	天然ガス鉱業又は圧縮天然ガス生産業		2402
	25	採石業	2501	花こう岩、せん緑岩、斑糲岩、かんらん岩、斑岩、玢岩、輝緑岩、粗面岩、安山岩、玄武岩、礫岩、砂岩、頁岩、粘板岩、ぎょう灰岩、片麻岩、蛇紋岩、結晶片岩、ベントナイト、酸性白土、けいそう土、陶石、雲母又はひる石の採取業	(2604)砂利、砂等の採取業を除き、一貫して行う岩石又は粘土(耐火粘土を除く。)の破砕等の(4907)その他の各種窯業又は土石製品製造業を含む。	2501
			2502	その他の岩石又は粘土(耐火粘土を除く。)等の採取業		2502

事業の種類の分類	事業の種類の番号	事業の種類	事業の種類の細目	備考	業種コード
	26	その他の鉱業	2601 砂鉱業		2601
			2602 石炭選別業		2602
			2603 亜鉛鉱業（亜炭選別業を含む。）		2603
			2604 砂利、砂等の採取業		2604
建設事業	31	水力発電施設、隧道等新設事業	3101 水力発電施設新設事業 水力発電施設の新設に関する建設事業及びこれに附帯して当該事業現場内において行われる事業（発電所又は変電所の家屋の建築事業、水力発電施設新設事業現場に至るまでの工事用資材の運送のための道路、鉄道又は軌道の建設事業、建設工事用機械以外の機械若しくは鉄管の組立て又はすえ付けの事業、送電線路の建設事業及び水力発電施設新設事業現場外における索道の建設事業を除く。）		3101
			3102 高えん堤新設事業 基礎地盤から堤頂までの高さ20メートル以上のえん堤（フィルダムを除く。）の新設に関する建設事業及びこれに附帯して当該事業現場内において行われる事業（高えん堤新設事業現場に至るまでの工事用資材の運送のための道路、鉄道又は軌道の建設事業、建設工事用機械以外の機械の組立て又はすえ付けの事業及び高えん堤新設事業現場外における索道の建設事業を除く。）		3102
			3103 隧道新設事業 隧道の新設に関する建設事業、隧道の内面巻替えの事業及びこれらに附帯して当該事業現場内において行われる事業（隧道新設事業の態様をもって行われる道路、鉄道、軌道、水路、煙道、建築物等の建設事業（推進工法による管の埋設の事業を除く。）を含み、内面巻立て後の隧道内において路面ほ装、砂利散布又は軌条の敷設を行う事業及び内面巻立て後の隧道内における建築物の建設事業を除く。）		3103
	32	道路新設事業	3201 道路の新設に関する建設事業及びこれに附帯して行われる事業	(3103)隧道新設事業及び(35)建設事業を除く。	3201
	33	ほ装工事業	3301 道路、広場、プラットホーム等のほ装事業		3301
			3302 砂利散布の事業		3302
			3303 広場の展圧又は芝張りの事業		3303
	34	鉄道又は軌道新設事業	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業（建設工事用機械以外の機械の組立て又はすえ付けの事業を除く。）	(3103)隧道新設事業及び(35)建築事業を除く。	
			3401 開さく式地下鉄道の新設に関する建設事業		3401
			3402 その他の鉄道又は軌道の新設に関する建設事業		3402
	35	建築事業（(38)既設建築物設備工事業を除く。）	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業（建設工事用機械以外の機械の組立て又はすえ付けの事業を除く。）		
			3501 鉄骨造り又は鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りの家屋の建設事業（(3103)隧道新設事業の態様をもって行われるものを除く。）		3501
			3502 木造、れんが造り、石造り、ブロック造り等の家屋の建設事業		3502

事業の種類の分類	事業の種類の番号	事業の種類	事業の種類の細目	備考	業種コード
			3503 橋りょう建設事業 イ 一般橋りょうの建設事業 ロ 道路又は鉄道の鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りの高架橋の建設事業 ハ 跨線道路橋の建設事業 ニ さん橋の建設事業		3503
			3504 建築物の新設に伴う設備工事業（(3507)建築物の新設に伴う電気の設備工事業及び(3715)さく井事業を除く。） イ 電話の設備工事業 ロ 給水、給湯等の設備工事業 ハ 衛生、消火等の設備工事業 ニ 暖房、冷房、換気、乾燥、温湿度調整等の設備工事業 ホ 工作物の塗装工事業 ヘ その他の設備工事業		3504
			3505 工作物の解体、移動、取りはずし又は撤去の事業		3505
			3506 その他の建築事業 イ 野球場、競技場等の鉄骨造り又は鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りのスタンドの建設事業 ロ たい雪覆い、雪止め柵、落石覆い、落石防止柵等の建設事業 ハ 鉄塔又は跨線橋（跨線道路橋を除く。）の建設事業 ニ 煙突、煙道、風洞等の建設事業（(3103)隧道新設事業の態様をもって行われるものを除く。） ホ やぐら、鳥居、広告塔、タンク等の建設事業 ヘ 門、塀、柵、庭園等の建設事業 ト 炉の建設事業 チ 通信線路又は鉄管の建設（埋設を除く。）の事業 リ 信号機の建設事業 ヌ その他の各種建築事業		3506
			3507 建築物の新設に伴う電気の設備工事業		3507
			3508 送電線路又は配電線路の建設（埋設を除く。）の事業		3508
	36	機械装置の組立て又はすえ付けの事業	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業		
			3601 各種機械装置の組立て又はすえ付けの事業		3601
			3602 索道建設事業		3602
	37	その他の建設事業	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業	(33)ほ装工事業及び(3505)工作物の解体、移動、取りはずし又は撤去の事業を除く。	
			3701 えん堤の建設事業（(3102)高えん堤新設事業を除く。）		3701
			3702 隧道の改修、復旧若しくは維持の事業又は推進工法による管の埋設の事業（(3103)内面巻替えの事業を除く。）		3702
			3703 道路の改修、復旧又は維持の事業		3703
			3704 鉄道又は軌道の改修、復旧又は維持の事業		3704
			3705 河川又はその付属物の改修、復旧又は維持の事業		3705
			3706 運河若しくは水路又はこれらの付属物の建設事業		3706
			3707 貯水池、鉱毒沈澱池、プール等の建設事業		3707
			3708 水門、樋門等の建設事業		3708

事業の種類の分類	事業の種類の番号	事業の種類	事業の種類の細目	備考	業種コード
			3709　砂防設備（植林のみによるものを除く。）の建設事業		3709
			3710　海岸又は港湾における防波堤、岸壁、船だまり場等の建設事業		3710
			3711　湖沼、河川又は海面の浚渫（しゅんせつ）、干拓又は埋立ての事業		3711
			3712　開墾、耕地整理又は敷地若しくは広場の造成の事業（一貫して行う（3719）造園の事業を含む。）		3712
			3713　地下に構築する各種タンクの建設事業		3713
			3714　鉄管、コンクリート管、ケーブル、鋼材等の埋設の事業		3714
			3715　さく井事業		3715
			3716　工作物の破壊事業		3716
			3717　沈殿物の引揚げ事業		3717
			3718　その他の各種建設事業		3718
			3719　造園の事業		3719
	38	既設建築物設備工事業	3801　既設建築物の内部において主として行われる次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業（建設工事用機械以外の機械の組立て又はすえ付けの事業、(3802)既設建築物の内部において主として行われる電気の設備工事業及び(3715)さく井事業を除く。） イ　電話の設備工事業 ロ　給水、給湯等の設備工事業 ハ　衛生、消火等の設備工事業 ニ　暖房、冷房、換気、乾燥、温湿度調整等の設備工事業 ホ　工作物の塗装工事業 ヘ　その他の設備工事業		3801
			3802　既設建築物の内部において主として行われる電気の設備工事業		3802
			3803　既設建築物における建具の取付け、床張りその他の内装工事業		3803
製造業	41	食料品製造業（(65)たばこ等製造業を除く。）	4101　肉製品又は乳製品製造業		4101
			4102　水産食料品製造業		4102
			4103　野菜かん詰、果実かん詰その他の農産保存食料品製造業		4103
			4104　調味料製造業		4104
			4105　精穀又は製粉業		4105
			4106　砂糖製造業		4106
			4107　パン又は菓子製造業		4107
			4108　飲料製造業（(4111)清酒製造業を除く。）		4108
			4109　製氷業		4109
			4110　その他の食料品製造業		4110
			4111　清酒製造業		4111
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4201　紡績業又はねん糸製造業		4201
			4202　化学繊維製造業		4202
			4203　織物業		4203
			4204　メリヤス製造業		4204
			4205　染色整理業		4205
			4206　繊維雑品製造業		4206
			4207　被服、繊維製身のまわり品等製造業		4207

事業の種類の分類	事業の種類の番号	事業の種類	事業の種類の細目	備考	業種コード
			4208 その他の繊維工業又は繊維製品製造業		4208
			4209 製糸業		4209
	44	木材又は木製品製造業	4401 一般製材業	(6108)竹、籐又はきりゅう製品製造業を除く。	4401
			4402 ベニヤ単板、屋根板、経木、木毛、たるおけ材等製造業		4402
			4403 造作材、合板その他建築用組立て材料製造業		4403
			4404 木製容器製造業		4404
			4405 木製履物製造業		4405
			4406 木材薬品処理業		4406
			4407 木製家具製造業		4407
			4408 木製宗教用具製造業		4408
			4409 木製建具製造業		4409
			4410 その他の木材又は木製品製造業		4410
	45	パルプ又は紙製造業	4501 パルプ製造業		4501
			4502 紙製造業((6407)手すき和紙製造業を除く。)		4502
			4503 繊維板製造業		4503
	46	印刷又は製本業	4601 印刷業((9412)謄写印刷業を除く。)		4601
			4602 製本又は印刷物加工業		4602
			4603 写真製版、植字等の事業		4603
	47	化学工業	A 無機化学製品製造業	(4202)化学繊維製造業及び(6110)くずゴム製品製造業を除く。	
			4701 化学肥料製造業		4701
			4702 無機工業製品製造業		4702
			B 有機化学製品製造業		
			4703 有機工業製品製造業		4703
			4704 動植物油脂製造業		4704
			4705 油脂加工製品又は塗料製造業（界面活性剤製造業を含む。）		4705
			4706 天然樹脂製品は木材化学製品製造業		4706
			4707 医薬品製造業		4707
			C その他の無機化学製品又は有機化学製品製造業		
			4708 火薬、煙火又はマッチ製造業（弾薬装てん組立て業を含む。）		4708
			4709 その他の化学製品製造業 イ 殺虫剤、香料、化粧品等製造業 ロ ゼラチン又は接着剤製造業 ハ 写真感光材料製造業 ニ その他の各種化学製品製造業		4709
			D 石油製品又は石灰製品製造業		
			4710 石油精製業		4710
			4711 潤滑油又はグリース製造業		4711
			4712 廃油再生業又は廃油処理工業		4712
			4713 ほ装材料製造業		4713
			4714 コークス若しくは半成コークス又はこれらの副産物の製造業		4714
			4715 れん炭又は豆炭製造業		4715
			4716 その他の石油製品又は石炭製品製造業		4716

事業の種類の分類	事業の種類の番号	事業の種類	事業の種類の細目	備考	業種コード
			E　ゴム製品製造業		
			4717　タイヤ又はチューブ製造業		4717
			4718　ゴム製履物製造業		4718
			4719　再生ゴム製造業		4719
			4720　タイヤ再生業		4720
			4721　工業用ゴムベルト、工業用ゴムホースその他の工業用ゴム製品製造業		4721
			4722　その他のゴム製品製造業		4722
			F　製革業又は毛皮製造業		
			4723　製革業		4723
			4724　毛皮製造業		4724
	48	ガラス又はセメント製造業	A　ガラス製造業		
			4801　板ガラス製造業		4801
			4802　光学ガラス製造業		4802
			4803　ガラス繊維製造業		4803
			4804　魔法びん製造業		4804
			4805　ガラス製品加工業((6005)レンズ製造業を除く。)		4805
			4806　その他のガラス又はガラス製品製造業		4806
			B　セメント製造業		
			4807　セメント製造業		4807
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	4901　建設用粘土製品製造業		4901
			4903　粘土製耐火物製造業		4903
			4904　炭素又は黒鉛製品製造業		4904
			4905　研ま材製造業		4905
			4906　石膏又は石灰製造業		4906
			4907　その他の各種窯業又は土石製品製造業		4907
	50	金属精錬業((51)非鉄金属精錬業を除く。)	5001　製鉄業	一貫して行う(52)金属材料品製造業を含む。	5001
			5002　製鋼圧延業		5002
			5003　合金鉄製造業		5003
	51	非鉄金属精錬業	5101　非鉄金属の製錬又は精錬業	一貫して行う(52)金属材料品製造業を含む。	5101
			5102　非鉄金属合金の製錬又は精錬業		5102
	52	金属材料品製造業((53)鋳物業を除く。)	5201　鋼材製造業(一貫して行う(55)めっき業を含む。)	一貫して(50)金属精錬業又は(51)非鉄金属精錬業を行うものを除く。	5201
			5202　鍛鋼製造業		5202
			5203　非鉄金属圧延又は伸線業((5708)絶縁電線又はケーブル製造業を除く。)		5203
			5204　その他の金属材料品製造業		5204
	53	鋳物業	5301　銑鉄鋳物製造業		5301
			5302　鋳鋼製造業		5302
			5303　非鉄金属鋳物製造業		5303
	54	金属製品製造業又は金属加工業	5401　ブリキかんその他のめっき板製品製造業		5401
			5403　配管工事用付属品製造業		5403

事業の種類の分類	事業の種類の番号	事業の種類	事業の種類の細目	備考	業種コード
		((63)洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く。)	5404　構築用金属製品製造業		5404
			5405　ボイラー製造業		5405
			5406　線材製品製造業		5406
			5407　ボルト、ナット、リベット、小ねじ、木ねじ等製造業		5407
			5408　各種金属の打抜き、絞抜き又は塑形の事業		5408
			5409　金属の溶接又は溶断の事業		5409
			5410　金属表面処理業((5503)アルマイト加工業及び(6115)塗装業を除く。)		5410
			5411　その他の金属製品製造業又は金属加工業		5411
	55	めっき業	5501　溶融めっき業		5501
			5502　電気めっき業		5502
			5503　アルマイト加工業		5503
	56	機械器具製造業((57)電気機械器具製造業、(58)運送用機械器具製造業、(59)船舶製造又は修理業及び(60)計量器、光学機械、時計等製造業を除く。)	5601　原動機製造業		5601
			5602　農業用機械製造業((6303)手工具製造業を除く。)		5602
			5603　建設機械又は鉱山機械製造業(トラクター製造業を含む。)		5603
			5604　金属加工機械製造業		5604
			5605　繊維機械製造業		5605
			5606　特殊産業用機械製造業 イ　食料品加工機械製造業 ロ　製材又は木工機械製造業 ハ　パルプ装置又は製紙機械製造業 ニ　印刷、製本又は紙工機械製造業 ホ　鋳造装置製造業 ヘ　その他の特殊産業用機械製造業		5606
			5607　一般産業用機械装置製造業 イ　ポンプ又はポンプ装置製造業 ロ　空気圧縮機、ガス圧縮機又は送風機製造業 ハ　エレベーター又はエスカレーター製造業 ニ　荷役運搬設備製造業 ホ　動力伝導装置製造業 ヘ　破砕機、まぜ機又は選別機械製造業 ト　化学機械製造業 チ　その他の一般産業用機械装置製造業		5607
			5608　家庭用機械器具製造業		5608
			5609　武器製造業((4708)弾薬装てん組立て業を除く。)		5609
			5610　消火器、ボールベアリング、ピストンリング等製造業		5610
			5611　各種機械又は同部分品製造修理業		5611
	57	電気機械器具製造業	5701　発電用、送電用、配電用又は産業用電気機械器具製造業		5701
			5702　民生用電気機械器具製造業		5702
			5703　電球製造業		5703
			5704　通信機械器具又は同関連機械器具製造業		5704
			5705　電子管又は半導体素子製造業		5705
			5706　電子応用装置製造業		5706
			5707　電気計測器製造業		5707
			5708　絶縁電線又はケーブル製造業		5708
			5709　その他の電気機械器具製造業		5709

事業の種類の分類	事業の種類の番号	事業の種類	事業の種類の細目	備考	業種コード
	58	輸送用機械器具製造業（(59)船舶製造又は修理業を除く。）	5801 自動車製造業		5801
			5802 鉄道車両製造業		5802
			5803 自転車又はリヤカー製造業		5803
			5804 航空機製造業		5804
			5805 その他の輸送用機械器具製造業		5805
	59	船舶製造又は修理業	次に掲げる事業（船舶ぎ装業を含む。）		
			5901 鋼船製造又は修理業		5901
			5902 木船製造又は修理業		5902
			5903 その他の船舶製造又は修理業		5903
	60	計量器、光学機械、時計等製造業（(57)電気機械器具製造業を除く。）	6001 軽量器、測定器又は試験機製造業		6001
			6002 測量機械器具製造業		6002
			6003 医療機械器具製造業		6003
			6004 理化学機械器具製造業		6004
			6005 光学機械器具又はレンズ製造業		6005
			6006 時計製造業		6006
			6007 事務用機械器具製造業		6007
			6008 楽器又は音盤製造業		6008
	61	その他の製造業	6102 ペン、ペンシルその他の事務用品又は絵画用品製造業		6102
			6104 可塑物製品製造業（購入材料によるものに限る。）		6104
			6105 漆器製造業		6105
			6107 加工紙、紙製品、紙製容器又は紙加工品製造業		6107
			6108 竹、籐又はきりゅう製品製造業		6108
			6109 わら類製品製造業		6109
			6110 くずゴム製品製造業		6110
			6115 塗装業		6115
			6116 その他の各種製造業		6116
	62	陶磁器製品製造業	6201 陶磁器製品製造業		6201
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（(55)めっき業を除く。）	6301 洋食器製造業		6301
			6302 刃物製造業		6302
			6303 手工具製造業		6303
			6304 一般金物製造業		6304
	64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	6401 貴金属製品製造業（宝石細工業を含む。）		6401
			6402 装身具、装飾品、ボタン、針、ホック、ファスナー等製造業		6402
			6403 かさ製造業		6403
			6404 草履製造業		6404
			6405 ブラシ類製造業		6405
			6406 皮革製品製造業		6406
			6407 手すき和紙製造業		6407
			6408 紋紙等製造業		6408

事業の種類の分類	事業の種類の番号	事業の種類	事業の種類の細目	備考	業種コード
			6409 木彫製品等製造業（手作業によるものに限る。）		6409
	65	たばこ等製造業	6501 たばこ製造業 6502 製茶業		6501 6502
	66	コンクリート製造業	6601 コンクリート製造業		6601
運輸業	71	交通運輸事業	7101 鉄道、軌道又は索道による旅客又は貨物の運送事業（(7202)貨物の積みおろし又は集配を伴う貨物の運送事業を除く。） 7102 自動車又は軽車両による旅客の運送事業 7103 自動車、航空機等を使用して宣伝、広告、測量等を行う事業 7104 航空機による旅客又は貨物の運送事業 7105 船舶による旅客の運送事業 7106 その他の交通運輸事業		7101 7102 7103 7104 7105 7106
	72	貨物取扱事業（(73)港湾貨物取扱事業及び(74)港湾荷役業を除く。）	7201 停車場、倉庫、工場、道路等における貨物取扱いの事業 7202 貨物の積みおろし又は集配を伴う鉄道軌道又は索道による貨物の運送事業 7203 自動車又は軽車両による貨物の運送事業 7204 貨物の荷造り又はこん包の事業 7205 自動車により砂利その他の土石を運搬して販売する事業 7206 船舶による貨物の運送事業		7201 7202 7203 7204 7205 7206
	73	港湾貨物取扱事業及び（(74)港湾荷役業を除く。）	7301 港湾の上屋、倉庫等における貨物取扱いの事業 7302 はしけ又は引船による貨物の運送事業	一貫して(74)港湾荷役業を行うものを除く。	7301 7302
	74	港湾荷役業	7401 沿岸において船舶に荷を積み又は船舶から荷をおろすために貨物を取り扱う事業 7402 船舶内において船舶に荷を積み又は船舶から荷をおろすために貨物を取り扱う事業（一貫して行う(7401)沿岸において船舶に荷を積み又は船舶から荷をおろすために貨物を取り扱う事業を含む。）	一貫して行う(73)港湾取扱事業を含む。	7401 7402
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	A 電気業 8101 発電、送電、変電又は配電の事業 B ガス業 8102 天然ガスの採取供給又はガスの製造供給の事業 8103 天然ガス又はガスの供給の事業 C 水道業 8104 上水道業 8105 下水道業 D 熱供給業 8106 熱供給業		8101 8102 8103 8104 8105 8106
その他の事業	91	清掃、火葬又はと畜の事業	9101 清掃業 9102 火葬業 9103 と畜業		9101 9102 9103

事業の種類の分類	事業の種類の番号	事業の種類	事業の種類の細目	備考	業種コード
	93	ビルメンテナンス	9301 ビルの総合的な管理等の事業		9301
	94	その他の各種事業	9404 新聞業又は出版業		9404
			9405 卸売業又は小売業		9405
			9406 金融、保険又は不動産の事業		9406
			9408 通信業		9408
			9411 広告、興信、紹介又は案内の事業		9411
			9412 速記、筆耕、謄写印刷又は青写真業		9412
			9414 医療保険、法務、教育、宗教、研究又は調査の事業		9414
			9417 旅館その他の宿泊所の事業		9417
			9418 映画の製作、演劇等の事業		9418
			9419 劇場、遊戯場その他の娯楽の事業		9419
			9420 洗たく、洗張又は染物の事業		9420
			9421 理容、美容又は浴場の事業		9421
			9422 物品賃貸業		9422
			9423 写真、物品預り等の事業		9423
			9416 前各項に該当しない事業		9416
	95	農業又は海面漁業以外の漁業	9501 土地の耕作又は植物の栽植、栽培若しくは採取の事業その他の農業		9501
			9502 動物の飼育若しくは畜産の事業又は養蚕の事業		9502
			9503 水産動植物の採捕又は養殖の事業（(11)海面漁業及び(12)定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）		9503
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	9601 倉庫業		9601
			9602 警備業		9602
			9603 消毒又は害虫駆除の事業		9603
			9606 ゴルフ場の事業		9606

別表 4

日本標準産業分類（中分類）コード表

中分類番号	分類産業名	コード
大分類 A－農業		
01	農業	01
大分類 B－林業		
02	林業	02
大分類 C－漁業		
03	漁業	03
04	水産養殖業	04
大分類 D－鉱業		
05	金属鉱業	05
06	石炭、亜炭鉱業	06
07	原油、天然ガス鉱業	07
08	非金属鉱業	08
大分類 E－建設業		
09	総合工事業	09
10	職別工事業（設備工事業を除く）	10
11	設備工事業	11
大分類 F－製造業		
12	食料品製造業	12
13	飲料・たばこ・飼料製造業	13
14	繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く）	14
15	衣服・その他の繊維製品製造業	15
16	木材・木製品製造業（家具を除く）	16
17	家具・装備品製造業	17
18	パルプ・紙・紙加工品製造業	18
19	出版・印刷・同関連産業	19
20	化学工業	20
21	石油製品・石炭製品製造業	21
22	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	22
23	ゴム製品製造業	23
24	なめし革・同製品・毛皮製造業	24
25	窯業・土石製品製造業	25
26	鉄鋼業	26
27	非鉄金属製造業	27
28	金属製品製造業	28
29	一般機械器具製造業	29
30	電気機械器具製造業	30
31	輸送用機械器具製造業	31
32	精密機械器具製造業	32
33	武器製造業	33
34	その他の製造業	34
大分類 G－電気、ガス、熱供給、水道業		
35	電気業	35
36	ガス業	36
37	熱供給業	37
38	水道業	38
大分類 H－運輸・通信業		
39	鉄道業	39
40	道路旅客運送業	40
41	道路貨物運送業	41
42	海運業	42
43	航空運輸業	43
44	倉庫業	44
45	運輸に附帯するサービス業	45
46	郵便業	46
47	電気通信業	47
大分類 I－卸売・小売業、飲食店		
48	各種商品卸売業	48
49	繊維・衣服等卸売業	49
50	飲食良品卸売業	50
51	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	51
52	機械器具卸売業	52
53	その他の卸売業	53
54	各種商品小売業	54
55	繊維・衣服・身の回り品小売業	55
56	飲食良品小売業	56
57	自動車・自転車小売業	57
58	家具・じゅう器・家庭用機械器具小売業	58

中分類番号	分類産業名	コード
59	その他の小売業	59
60	一般飲食店	60
61	その他の飲食店	61
大分類 J－金融・保険業		
62	銀行・信託業	62
63	中小企業等金融業（政府関係金融機関を除く）	63
64	農林水産金融業（政府関係金融機関を除く）	64
65	政府関係金融機関（別掲を除く）	65
66	貸金業、投資業等非預金信用機関（政府関係金融機関を除く）	66
67	補助的金融業、金融附帯業	67
68	証券業、商品先物取引業	68
69	保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）	69
大分類 K－不動産業		
70	不動産取引業	70
71	不動産賃貸業・管理業	71
大分類 L－サービス業		
72	洗濯、理容、浴場業	72
73	駐車場業	73
74	その他の生活関連サービス業	74
75	旅館、その他の宿泊所	75
76	娯楽業（映画・ビデオ制作業を除く）	76
77	自動車整備業	77
78	機械・家具等修理業（別掲を除く）	78
79	物品賃貸業	79
80	映画・ビデオ制作業	80
81	放送業	81
82	情報サービス・調査業	82
83	広告業	83
84	専門サービス業（他に分類されないもの）	84
85	協同組合（他に分類されないもの）	85
86	その他の事業サービス業	86
87	廃棄物処理業	87
88	医療業	88
89	保険衛生	89
90	社会保険、社会福祉	90
91	教育	91
92	学術研究機関	92
93	宗教	93
94	政治・経済・文化団体	94
95	その他のサービス業	95
96	外国公務	96
大分類 M－公務（他に分類されないもの）		
97	国家公務	97
98	地方公務	98
大分類 N－分類不能の産業		
99	分類不能の産業	99

別表５　傷病性質コード表

大分類	分類項目		コード
負傷（負傷を伴わない事故を含む。）	骨折		[redacted]
	切断		[redacted]
	関節の障害（捻挫、亜脱臼及び転位を含む。）		[redacted]
	打撲傷（皮膚の剥離、擦過傷、挫傷及び血腫を含む。）		[redacted]
	創傷（切創、裂創、刺創及び挫滅創を含む。）		[redacted]
	外傷性の脊髄損傷		[redacted]
	頭頸部外傷症候群（いわゆる「むちうち症」）		[redacted]
	火傷（高熱物体を取り扱う業務による火傷を除く。）		[redacted]
	[redacted]から[redacted]までに掲げるもの以外の負傷又は負傷を伴わない事故（感電、溺水、窒息等）		[redacted]
業務上の負傷に起因する疾病	頭部又は顔面部の負傷による慢性硬膜下血種、外傷性遅発性脳卒中、外傷性てんかん等の頭蓋内疾患		[redacted]
	脳、脊髄及び末梢神経等神経系の負傷による皮膚、筋肉、骨及び胸腹部臓器等の疾患		[redacted]
	胸部又は腹部の負傷による胸膜炎、心膜炎、ヘルニア（横隔膜ヘルニア、腹膜瘢痕ヘルニア等）等の胸腹部臓器の疾患		[redacted]
	負傷（急激な力の作用による内部組織の損傷を含む。）による腰痛		[redacted]
	脊柱又は四肢の負傷による関節症等の非感染性疾患（負傷による腰痛を除く。）		[redacted]
	皮膚等の負傷による破傷風等の細菌感染症		[redacted]
	業務上の負傷又は異物の侵入、残留による眼疾患その他の臓器の疾患		[redacted]
	爆発その他事故的な事由による風圧、音響等に起因する災害性難聴等の耳の疾患		[redacted]
	[redacted]から[redacted]までに掲げるもの以外の業務上の負傷に起因する疾病		[redacted]
物理的因子による疾病（がんを除く。）	有害光線による疾病	紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患	[redacted]
		赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患	[redacted]
		レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患	[redacted]
		マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患	[redacted]

大分類	分類項目		コード
物理的因子による疾病（がんを除く。）	電離放射線にさらされる業務による急激放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害		[redacted]
	異常気圧による疾病	高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病	[redacted]
		気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症	[redacted]
	異常温度条件による疾病	暑熱な場所における業務による熱中症	[redacted]
		高熱物体を取り扱う業務による熱傷	[redacted]
		寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷	[redacted]
	著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患		[redacted]
	超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死		[redacted]
	[redacted]から[redacted]までに掲げるもの以外の物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病（業務上の負傷に起因する疾病及び身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病を除く。）		[redacted]
身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病	重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱（腰痛を除く。）		[redacted]
	重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛（負傷に起因する腰痛を除く。）		[redacted]
	さく岩機、鋲打ち機、チェンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の末梢循環障害、末梢神経障害又は運動器障害		[redacted]
	せん孔、印書、電話交換又は速記の業務、金銭登録機を使用する業務、引金付き工具を使用する業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による疾患	手指の痙攣又は書痙	[redacted]
		手指、前腕等の腱鞘若しくは腱周囲の炎症	[redacted]
		「頸肩腕症候群」	[redacted]
	40から45に掲げるもの以外の身体に過度の負担のかかる作業態様に起因することの明らかな疾病		[redacted]

大分類	分類項目		コード
化学物質等による疾病(がんを除く。)	厚生労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）にさらされる業務による疾病であって、厚生労働大臣が定めるもの		[redacted]
	合成樹脂の熱分解生成物による疾病	フッ素樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による悪寒、発熱等の症状を伴う呼吸器疾患	[redacted]
		塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜及び気道粘膜の炎症等の疾患	[redacted]
	すす、鉱物油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患		[redacted]
	蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎気管支喘息等の呼吸器疾患		[redacted]
	木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場所における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患		[redacted]
	落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患		[redacted]
	空気中の酵素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症		[redacted]
	47から54までに掲げるもの以外の化学物質にさらされる業務に起因することの明らかな疾病		[redacted]
粉じんの吸引による疾病	粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症又は、じん肺法（昭和35年法律第30号）に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則（昭和35年厚生労働省令第６号）第１号各号に掲げる疾病		[redacted]
細菌、ウィルス等の病原体による疾病	患者の診療若しくは看護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患		[redacted]
	動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はぼろ等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患		[redacted]
	湿潤地における業務によるワイル病等のレプトスピラ症		[redacted]
	屋外における業務による恙虫病		[redacted]
	57から62までに掲げるもの以外の細菌、ウィルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病		[redacted]
がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による疾病	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍		[redacted]
	ベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍		[redacted]
	４－アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍		[redacted]
	４－ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍		[redacted]

大　分　類	分　　類　　項　　目	コード
がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による疾病	ビス（クロロメチル）エーテルにさらされる業務による肺がん	[redacted]
	ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん	[redacted]
	石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫	[redacted]
	ベンゼンにさらされる業務による白血病	[redacted]
	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫	[redacted]
	電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫及び甲状腺がん	[redacted]
	オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	[redacted]
	マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	[redacted]
	コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	[redacted]
	クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	[redacted]
	ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん	[redacted]
	砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん	[redacted]
	すす、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん	[redacted]
	[redacted]から[redacted]までに掲げるもの以外のがん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病	[redacted]
その他業務に起因することの明らかな疾病		[redacted]

（注）1．同一労働災害で異なる性質の疾病を数種受けた場合又は同一の業務で異なる有害因子を二以上うけて複合的な疾病が発生した場合は、比較的重い傷病性質により分類すること。

2．その数種の傷病の重さが同程度である場合は、この表の上位のコード（小さな番号）に分類すること。

3．がんについては、すべて[redacted]から[redacted]までのいずれかに分類すること。

4．原疾患に付随して生じた疾病については、原疾患と同一コードに分類すること。

別表６　傷病部位コード表

大分類	中分類	部位コード
1　頭　部	頭蓋部（頭蓋骨、脳及び頭皮を含む。）	[redacted]
	眼（眼窩及び視神経を含む。）	[redacted]
	耳	[redacted]
	口（唇、歯及び舌を含む。）	[redacted]
	鼻	[redacted]
	顔（他に分類しない部分。）	[redacted]
	頭部中の複合部位	[redacted]
	頭部で部位不明なもの	[redacted]
2　頸　部	頸部（咽喉及び頸骨を含む。）	[redacted]
3　胴　体	背部（脊柱、隣接の筋肉を含む。）	[redacted]
	胸部（肋骨、胸骨及び胸部の内臓を含む。）	[redacted]
	腹部（内臓を含む。）	[redacted]
	骨盤部（腰部）	[redacted]
	胴体中の複合部位	[redacted]
	胴体で部位不明なもの	[redacted]
4　上　肢	肩（鎖骨及び肩甲骨を含む。）	[redacted]
	上膊	[redacted]
	ひじ	[redacted]
	前膊	[redacted]
	手首	[redacted]
	手（指のみのものを除く。）	[redacted]
	指	[redacted]
	上肢中の複合部位	[redacted]
	上肢で部位不明なもの	[redacted]
5　下　肢	臀部（しり）	[redacted]
	太腿（もも）	[redacted]
	ひざ	[redacted]
	下腿（すね）	[redacted]
	足首	[redacted]
	足（足指のものを除く。）	[redacted]
	足指	[redacted]

大分類	中分類	部位コード
5 下肢	下肢中の複合部位	[redacted]
	下肢で部位不明のもの	[redacted]
6 複合部位	頭部と胴体、頭部と肢体	[redacted]
	胴体と肢体	[redacted]
	上肢と下肢	[redacted]
	その他の複合部位	[redacted]
	複合部位不明のもの	[redacted]
7 一般的傷病	循環器系統	[redacted]
	呼吸器系統	[redacted]
	消化器系統	[redacted]
	神経系統	[redacted]
	その他の一般的傷病	[redacted]
	一般的傷病不明のもの	[redacted]
9 部位不明	傷病部位不明のもの	[redacted]

(注) 1．同一の労働災害で二つ以上の部位を負傷し又は疾病にかかった場合は、その傷病の比較的重い方の部位により分類すること。

2．二つ以上の部位に受けた傷病の重さが同程度である場合は、複合部位に分類すること。(同一の大分類に属する部位の複合は、その大分類中の複合部位とし、異なる大分類に属する部位の複合は、大分類「6複合部位」に分類すること。)。

3．特定の負傷によらず、身体の機能を害した場合は、大分類「7一般的傷病」に分類すること。

4．特定の負傷により二次的に系統障害を起こした場合は、特定の負傷を受けた部位により分類すること。

5．傷病性質のコードが「[redacted]から「[redacted]までのものについては、傷病部位のコードを[redacted]と記入すること。

別表7　通勤災害における傷病性質コード表

分類番号	分類項目	傷病性質コード
1	通勤による負傷	[redacted]
2	通勤による負傷に起因する疾病	[redacted]
3	その他通勤に起因することの明らかな疾病	[redacted]

別表8　通勤方法コード表

分類番号	分類項目	通勤方法コード
1	歩行中	[redacted]
2	自転車利用中	[redacted]
3	自動車・バイク運転中	[redacted]
4	自動車・バイク同乗中	[redacted]
5	電車・列車等利用中	[redacted]
6	その他	[redacted]

別表9　事故の相手方コード表

分類番号	分類項目	事故の相手方コード
1	自動車・バイク	[redacted]
2	電車・列車等	[redacted]
3	その他	[redacted]
4	相手なし	[redacted]